

県政要望・政策提言書

令和 7 年度

一般社団法人 茨城県経営者協会

要 望 項 目		
1、地域発展への貢献が多大である企業の安定化・活性化について		
(1) 雇用確保・人材育成への支援	①県内企業の人材採用に向けた支援の強化	1～2
	②従業員定着を図るための健康経営促進支援と職場環境整備支援	2
	③従業員教育・人材育成支援の拡充	2～3
	④女性雇用促進・定着に向けた支援の強化	4
	⑤高齢者雇用促進・定着に向けた支援の強化	4～5
	⑥障がい者の雇用促進・定着に向けた支援の強化	5
	⑦建設業・運送業・製造業・介護福祉業における雇用確保への支援	6
	⑧外国人労働者確保促進支援とその実現に向けての受入機関の拡大と充実	6～7
	⑨「働き方改革」実現への支援	7～8
	⑩ 事業承継・M&A促進による後継者問題解決に向けての支援	8
(2) 販路拡大への支援	①ビジネスマッチング・販路拡大・販売強化に関する支援	9
	②企業誘致推進の強化	9～10
(3) 官公需の県内企業発注等に対する支援	①一般競争入札における県内事業所の受注機会確保に対する支援	10～11
	②競争入札におけるダンピングの排除	11
(4) 科学技術を活用した新産業育成・中小企業の成長支援	①産学官連携強化への支援	11～12
	②デジタル化・IT化促進による効率化・生産性向上への支援	12～13
(5) 税制優遇への継続的な取り組み	①各種税率の引下げ	13
	②事業用設備導入や建物新築時の優遇措置の拡充	13～14
2、県土を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について		
(1) 茨城空港の利便性向上・アクセス良化	①航空便路線拡充への更なる取り組みの強化	15
	②茨城空港及び周辺地域の整備の促進	15～16
(2) 県内港湾の整備促進・利便性向上	①港湾整備への継続的な取り組み	16～17
	②外航定期航路増加への取り組み強化	17～18
(3) 県内高速道路・一般道路の整備促進・利便性向上	①高速道路の整備・利便性向上	18～19
	②幹線道路へのアクセスが良いスマートICの導入	19
	③県内各地域における道路整備促進	19～20
(4) 県内鉄道の整備促進・利便性向上	①つくばエクスプレスの延伸と利便性向上への取り組み	21
	②JR常磐線の利便性向上への取り組み	21
	③北関東を横断的に結ぶ鉄道の整備促進と利便性向上	22
	④県内主要都市におけるLRT導入への取り組み	22
	⑤常磐新幹線開通に向けた取り組み	22～23
(5) 県内バス路線の維持・拡充への支援	①社会インフラとしてのバス路線の維持・拡充	23
	②交通弱者が不便無く暮らせるAI運行バス導入等の支援体制の確立	24
3、産業の活性化にもつながる行政サービスの更なる向上について		
(1) 申請書類・手続きの簡素化・統一化	①各種許認可や入札申請時の提出書類の簡素化と共通化	25
	②市町村における申請書類の共通化への取り組み	25
(2) 各種制度等の情報提供・広報周知	①タイムリーな情報提供への取り組み	26
	②「中小企業・小規模企業支援施策活用ガイドブック」の県内企業への周知	26～27
(3) 各自治体行政窓口の機能強化	①各種証明書取得における電子申請・交付の促進とセキュリティの強化	27～28
	②各自治体行政窓口の利便性向上・完全デジタル化の実施に向けた取り組み推進支援	28
	③県ホームページのユーザビリティ・アクセシビリティの向上	28～29

4、「地方創生」実現に向けた要望について		
(1) 県内定住・県外からの流入の促進	①県外からの大学生誘致・増加に繋がる学部・学科の設立や大学の誘致	30
	②県内学生・生徒等に向けた茨城県の魅力を学ぶ機会の拡充への取り組み	30～31
	③若年世帯や県外からの移住者に対する住居確保への支援強化	31
	④魅力や活気が溢れる街づくりへの支援	31～32
(2) 人口減少社会に対応した少子化対策	①子育て世帯への経済的支援体制の強化	32～33
	②保育施設の充実への取り組み強化	33
	③地域の未来を拓く教育政策の充実	33～34
	④不妊治療に対する助成事業の充実	34
	⑤「いばらき出会いサポートセンター」を中心とした成婚支援	34～35
(3) 県内観光資源を活用した魅力度向上と県内外への広報強化	①観光イベントや観光拠点の広報・PR強化	35～36
	②新たな観光資源の誘致・発掘への取り組み強化	36
(4) 県内農林水産品・畜産品の販売強化	①農林水産業振興に向けての取り組み	36～37
	②県内農産物の販路拡大への支援	37

5、安心安全なまちづくり実現に向けての要望について		
(1) 住み良い環境整備への取り組み強化	①交通事故減少に向けての取り組み強化	38～39
	②犯罪手口・防犯手段の県民への継続的な啓発強化	39
	③県内鉄道主要駅前の再開発への支援	39～40
	④老朽化した空き家への対策	40
(2) 地域医療・福祉の充実への取り組み強化	①医療・福祉体制の充実	40～42
	②医科大学等の県内誘致と医師・看護職員不足の解消への取り組み	42
(3) 自然災害への備えと防災体制の強化	①自然災害に強い街づくりとインフラの整備促進	43
	②災害発生時の食料・給水・燃料を始めとした支援体制の確立	43～44
	③災害発生時の各行政機関における連携体制の構築と対策窓口・被害情報の集約化	44
	④BCP普及啓発と県内企業への作成支援	44～45
	⑤災害発生時における各地域の民間企業との情報連携強化に向けた防災・減災DXの構築	45

6、時事の課題に対する取り組みについて		
(1) 最低賃金引上げに対応する企業の負担増への支援	①最低賃金引上げに伴う企業への影響と支援強化	46
(2) 新たな産業としてのeスポーツを活用した地方創生に向けた取り組み強化	①eスポーツの定着による県内経済活性化とそれに向けたイメージアップへの取り組み	46～47
(3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた情報提供と支援	①構造の転換を後押しする情報提供及び支援	47～48
(4) SDGsの推進と普及への支援	①中小企業のSDGsへの理解度向上に向けた取り組み支援	48
(5) 原材料等の価格上昇に対する支援	①原材料等の価格上昇、労務費高騰の影響を受ける企業への支援	49
	②価格転嫁に課題を抱える中小企業に対する支援	49～50
(6) 地球温暖化に対応する支援と要望	①熱中症対策の義務化に対応するための県独自の支援	50
	②地球温暖化に伴う電力逼迫問題と再生可能エネルギーの導入促進	50～51

※太文字ゴシックは、重点要望項目

令和7年度 経営者協会 県政要望・政策提言 重点要望項目一覧表

今年度におきましては、特に以下の項目を重点要望項目とし、早急な対応をお願い申し上げます。

新規
変更

要 望 項 目		備考	該当ページ
1. 地域発展への貢献が多大である企業の安定化・活性化について			
(1) 雇用確保・人材育成への支援	①県内企業の人材採用に向けた支援の強化		1～2
	②従業員定着を図るための健康経営促進支援と職場環境整備支援		2
	③従業員教育・人材育成支援の拡充		2～3
	④女性雇用促進・定着に向けた支援の強化		4
	⑤高齢者雇用促進・定着に向けた支援の強化		4～5
	⑥障がい者の雇用促進・定着に向けた支援の強化		5
	⑦建設業・運送業・製造業・介護福祉業における雇用確保への支援		6
	⑧外国人労働者確保促進支援とその実現に向けての受入機関の拡大と充実		6～7
	⑨「働き方改革」実現への支援		7～8
	⑩ 事業承継・M&A促進による後継者問題解決に向けての支援		8
2. 県土を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について			
(2) 県内港湾の整備促進・利便性向上	①港湾整備への継続的な取り組み	変更	16～17
(3) 県内高速道路・一般道路の整備促進・利便性向上	①高速道路の整備・利便性向上		18～19
	③県内各地域における道路整備促進		19～20
3. 産業の活性化にもつながる行政サービスの更なる向上について			
(1) 申請書類・手続きの簡素化・統一化	①各種許可認可や入札申請時の提出書類の簡素化と共通化		25
(3) 各自治体行政窓口の機能強化	③県ホームページのユーザビリティ・アクセシビリティの向上		28～29
4. 「地方創生」実現に向けた要望について			
(1) 県内定住・県外からの流入の促進	③若年世帯や県外からの移住者に対する住居確保への支援強化	変更	31
(2) 人口減少社会に対応した少子化対策	①子育て世帯への経済的支援体制の強化		32～33
(3) 県内観光資源を活用した魅力度向上と県内外への広報強化	①観光イベントや観光拠点の広報・PR強化		35～36
5. 安心安全なまちづくり実現に向けての要望について			
(1) 住み良い環境整備への取り組み強化	④老朽化した空き家への対策		40
(2) 地域医療・福祉の充実への取り組み強化	①医療・福祉体制の充実		40～42
6. 時事の課題に対する取り組みについて			
(1) 最低賃金引上げに対応する企業の負担増への支援	①最低賃金引上げに伴う企業への影響と支援強化		46
(3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた情報提供と支援	①構造の転換を後押しする情報提供及び支援		47～48
(5) 原材料等の価格上昇に対する支援	②価格転嫁に課題を抱える中小企業者に対する支援		49～50

令和 7 年度県政要望・政策提言

1. 地域発展への貢献が多大である企業の安定化・活性化について

(1) 雇用確保・人材育成への支援

令和 6 年度における全国の人手不足による倒産件数は、過去最多の 350 件と年間ベースで過去最多を更新しております。県内中小企業においても、人手不足の問題は深刻化しており、雇用の確保と人材の育成が経営上、依然として最大の課題となっています。

弊会にて毎年実施しております「会員ニーズ調査アンケート」（以下、「弊会アンケート調査」という）においても、人材採用・人材育成への支援に関する要望が 20.6%と多く、昨年度に引き続き、「人材の採用」にお悩みを抱える会員企業が多く存在することが明らかであり、県内企業が直面する人手不足の問題は極めて深刻かつ、早急な対策と支援策の充実が求められております。

弊会は、県が推進する「いばらきダイバーシティ宣言」に賛同し、性別や年齢等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、個々の能力を発揮できる社会の実現に取り組んでおります。持続可能な地域社会を構築するうえで、多様性を受け入れ、多様な人材が活躍できる環境づくりは、企業経営のみならず地域全体の成長にとっても極めて重要であります。また、昨年度は県と連携し、「茨城ベンチャーフレンドリー宣言」を発表いたしました。県内の大手企業とベンチャー企業との連携促進やマッチング機会の創出を通じて、ベンチャー企業の育成・活用を図るとともに、地域経済の活性化および地域課題の解決への貢献が期待されております。

これらの取り組みを踏まえ、県の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けては、引き続き雇用の安定的な確保と将来を担う人材の育成が喫緊の課題であり、官民一体となった継続的な支援の充実が求められます。

① 県内企業の人材採用に向けた支援の強化

県内では、多くの企業が人材確保に課題を抱えており、とりわけ中小企業では、採用難による業務縮小や事業継続の断念といった事例も生じています。これは企業の存続のみならず、地域経済全体にも大きな影響を及ぼしかねません。県としては、企業誘致において全国的に高い成果を上げており、県外企業立地件数では 8 年連続で全国 1 位となっています。しかし、進出企業の高待遇や充実した環境が、既存企業の人材流出を引き起こしており、企業間での採用競争が激化しています。さらに、若年層の県外流出や定着率の低さも、人材不足に拍車をかけています。

こうした中、弊会アンケート調査では、「U ターン・I ターン就職に関する取り組みへの期待」が数多く寄せられました。具体的には、地元就職のメリットの創出、都内等での企業紹介イベントの開催増、さらには県内大学の卒業生に対する地元就職の斡旋など、一度県外へ出た人材を再び呼び戻す仕組みへの関心が高まっています。こうした層に対して、地元企業の魅力を効果的に発信し、キャリア支援を行うことは、人材確保の現実的な手段の一つといえます。

また、若年層の県内定着を促進する観点からは、高校段階におけるキャリア教育の強化も極めて重要です。この点において、弊会では、高校の進路指導教諭と地元企業との「名刺交換会・意見交換会」を実施しており、高校生の地元就職促進に資する貴重な場となっています。先生方からは、企業の最新動向や業種ごとの強みなどについて直接情報を得られることに対して高い評価が寄せられており、企業側にとっても学校との接点構築や職業観の醸成支援に繋がる場となっています。こうした取り組みは、企業と求職者のミスマッチを未然に防ぎ、地元定着を促すうえで非常に実効性の高い手法であり、県としても積極的な支援・連携を進めていただきたく存じます。

今後は、企業の採用ニーズや課題を丁寧に把握し、地域や業種に応じた柔軟な支援策を講じていく必要があります。あわせて、企業と求職者のミスマッチを防ぐため、職場体験・インターンシップ・プロジェクト型就業など、体験を重視したマッチングの場の充実も重要です。また、中小企業に対しては、採用活動のサポートや求人情報作成支援、広報支援など、採用力を高めるためのきめ細かな支援が求められます。

「雇用の創出」と「人材の定着・循環」を両立する、より持続可能な地域経済の仕組みを構築していく必要があります。人手不足が深刻化するなか、労働力の確保は設備投資や採用活動だけではなく、組織運営そのものの見直しによって対応する視点が求められており、弊会会員には「組織マネジメント方法の見直しによる人手不足解決」に関する研究や実践を行う企業もおりますので、そのような専門家の意見も参考に、地元企業、教育機関、行政機関、経済団体が一体となり、県の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて取り組んでいただきたいと考えます。

② 従業員定着を図るための健康経営促進支援と職場環境整備支援

県内企業では人材確保が困難になる中、従業員の定着を図るための職場環境整備と健康経営の推進が重要な課題となっています。給与や労働条件の改善はもちろん、仕事内容への納得感、評価制度の明確化、キャリア支援など、働く環境全体を見直す必要があります。

特に、上司・同僚との関係や職場のコミュニケーションなど、職場内の人間関係は心身の健康と密接に関係し、離職防止に直結します。そのため、心と体の両面に配慮した「健康経営」を経営戦略として位置づける必要があります。

県では、健康経営を実践する企業を支援するため、「いばらき健康経営推進事業所認定制度」を設け、認定事業者に対する研修や広報支援、入札や融資での優遇措置などを実施しています。令和6年度には新たに144事業所が認定を受け、取り組みは着実に広がっています。一方で、特に中小・零細企業では、申請手続きや要件のハードルを高く感じる声も多く、今後は制度のさらなる周知とともに、説明会や個別支援を通じた取得支援の強化が求められます。従業員の健康と働きやすい環境づくりは、企業の持続的成長と人材の定着を支える土台です。今後も官民が連携し、健康経営と職場環境整備への支援を通じて、県内企業の活力向上と県民の健康づくりの両立を図ることが期待されます。

③ 従業員教育・人材育成支援の拡充

企業における若手社員の早期離職は、深刻な課題となっています。採用後、十分な教育や育成がなされないまま、業務へのやりがいや将来性を見いだせずに離職するケース

が多く、企業にとっては大きな損失であり、人材の定着を妨げる要因ともなっています。その背景には、処遇や人間関係、職場内のコミュニケーション不足など、複数の要素が絡み合っていますが、根本的には「人への投資」が不十分であることが大きな原因の一つといえます。こうした中、従業員に対して継続的な教育機会を提供し、個々の成長を後押しすることが、職場への定着と企業全体の生産性向上に資する取り組みとして注目されています。特に、社会人が新たなスキルを身につけるリスキリングは、業務適応力の向上と意欲の維持に効果があり、企業にとっても大きなメリットとなります。

県では、県立の産業技術短期大学校および産業技術専門学院を通じて、中小企業等の在職者を対象とした実践的な職業訓練を実施して頂いております。また、「いばらき名匠塾」や「技能ブラッシュアップ」など、専門性の高い少人数制の訓練も用意されており、幅広い層の人材育成に対応しています。

加えて、県では産業技術専門学院について、2028年を目途に現在の5校を2校へ再編する計画を進められていることと存じます。この再編に伴うカリキュラムの策定にあたっては、地域企業の実情を踏まえた内容とすることが極めて重要です。そのため、弊社としても企業へのアンケートやヒアリング等を通じて、企業のニーズを的確に把握できるよう積極的に協力してまいります。こうした取り組みにより、地域企業の要請を反映し、学生にとっても実践的で有意義なカリキュラムの検討が進むものと考えております。さらに、企業ニーズの把握を通じて得られた知見を活かし、在職者訓練、障がい者や女性の職業訓練、リスキリングなどについても、官民が連携しながら、より効果的な政策づくりにつなげていくことが期待され、弊社としても、積極的に協力してまいりたいと考えております。

また、「リスキリング推進政策パッケージ」に基づき、企業の取り組みを顕彰する制度やシンポジウムの開催による意識啓発、県認定講座やAI マッチングシステムを活用したスキル習得支援など、多面的な施策も展開されています。デジタル人材育成の分野では、茨城県、県経営者協会、日本IBMの三者による連携協定のもと、県内の高校生等を対象とした「いばらきIT人財教育モデルP-TECH」も実施されており、高校生の段階から産業界が必要とするIT人財の育成を推進されています。

現在、県ではこうした制度の周知を図るため、ホームページやSNSなどを活用した広報に取り組んでいますが、依然として制度の内容や意義が十分に浸透していないのが実情です。特に中小企業においては、制度の存在を知っていても、導入や申請に伴う負担感が障壁となり、活用が進みにくい状況にあります。今後は、訓練制度の利便性を高めるための見直しや、中小企業に対する申請支援体制の強化に加え、サービス業や福祉分野など多様な業種に対応した柔軟なカリキュラム設計の推進が求められます。また、高校・高専等との連携をさらに強化し、若年層の段階からリスキリングの意義を理解できるような教育環境づくりも重要です。

こうした視点を踏まえ、今後とも官民連携による実効性のある人材育成政策の推進にご尽力いただくとともに、弊社としても地域産業界の一員として、共に課題解決に取り組んでいければと願っております。

④ 女性雇用促進・定着に向けた支援の強化

県では、第2次県総合計画において「女性が輝く社会の実現」を掲げ、女性の就業・定着・活躍に向けた施策が推進されています。出産や育児による離職の防止に向けては、両立支援等助成金の周知や、男性の育児休業取得促進に関する啓発活動が進められ、誰もが働きやすい環境づくりが図られています。また、県内各地の「いばらき就職支援センター」では、就職相談から職業紹介までを一体的に提供し、県の就職情報サイトでは、女性に配慮した企業や柔軟な働き方に取り組む企業を紹介するなど、マッチング支援が強化されています。こうした取り組みにより、女性の就業機会は広がりつつあるものの、専門職や管理職への登用は依然として限定的です。継続就業の促進には、柔軟な勤務制度や処遇改善、メンタル面への配慮、スキルアップの機会提供など、就業後の支援体制をより一層充実させていく必要があります。

また、育児休業に伴う代替要員の確保が困難な中小企業に対しては、国の助成制度だけでなく、県独自の補助策により実効性ある支援を講じ、制度活用のハードルを下げるものが求められます。男性の育児参加も重要な要素です。県職員の育休取得率が大きく上昇していることは、県内企業への波及にもつながる好事例であり、今後も啓発を継続していただきたいと考えます。

弊会においても、女性リーダーが孤立することなく、互いに励まし合い、相互研鑽し、マネジメントスキル・管理技術の向上を目指す「場」を創出すべく、女性リーダー・リーダー候補の育成と相互研鑽を目的とした新たなコミュニティを立ち上げることと致しました。慢性的な人手不足や働き方の多様化への対応が求められる今こそ、女性の就業促進と職場定着に向けた支援を強化し、誰もが安心して長く働き続けられる社会の実現を県のリーダーシップのもとで推進していただきますよう強く要望いたします。

⑤ 高齢者雇用促進・定着に向けた支援の強化

令和7年4月1日時点における県の高齢化率は31.1%と、全国平均を上回って推移しており、特に県北地域では50%を超える自治体も見られるなど、地域の就労人口の減少が深刻な課題となっています。こうした状況を受け、国においては令和3年に改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされました。今後は定年の70歳引上げが義務化される可能性もあり、高齢者が希望すれば生涯にわたって働き続けられる社会の実現が求められています。実際に、高齢者の就労意欲は年々高まっており、豊富な経験や技能は、企業にとっても貴重な戦力であり、とりわけ人材不足が深刻な業種・地域では、高齢人材の活用が不可欠です。県では、シルバー人材センターの派遣事業への助成や、職業紹介・労働者派遣の要件緩和などにより、多様な就業機会の確保を進めてきました。また、「いばらき就職支援センター」では、高齢者を含む求職者に対する相談・紹介支援を行っており、シニア向けの就職面接会も定期的に開催されています。加えて、キャリア人材バンク、70歳雇用推進プランナー、高年齢者雇用アドバイザーの周知など、関係機関との連携を通じた企業支援も進められており、「65歳超雇用推進助成金」等の活用も呼びかけられています。

今後は、派遣や紹介の時間拡大、就業先の多様化、発注企業の拡大に向けた広報の強化が求められます。また、都市部で定年退職した人材の地方移住・再就職を促進し、「第二のキャリア」を支援することで、地域の人材確保と人口減少対策の両立にもつながる施策

として注目されます。さらに、70歳定年制度の導入に積極的に取り組む企業の先進事例を積極的に紹介し、他企業への波及を図るとともに、就業環境整備にかかる費用の支援や柔軟な勤務制度の導入に対する補助など、実効性ある支援策を県として検討・実施していただきたいと考えます。少子高齢化が進む中で、高齢者が健康で意欲を持ち、生涯にわたって活躍できる環境づくりは、地域経済の持続的発展に欠かせません。今後とも、高齢者の雇用促進・定着に向けた取り組みの一層の強化を強く要望いたします。

⑥ 障がい者の雇用促進・定着に向けた支援の強化

障がい者の社会参加を推進するうえで、安定した就労の確保は極めて重要です。民間企業における障がい者雇用は年々進展しており、法定雇用率も令和5年度に2.3%から2.5%へ引き上げられ、令和8年には2.7%まで拡大される予定です。今後、障がい者の雇用はさらに進むものと見込まれます。一方で、精神障がい者については就職件数こそ増加しているものの、職場定着率の低さが依然として課題となっています。その背景には、障がいの特性に応じた職場での配慮や、理解促進の不足があり、雇用の「質」を高める取り組みが必要です。

県では、「障害者雇用伴走・定着支援員」を配置し、ハローワークや就労支援機関と連携して、未達成企業への個別支援、仕事の切り出し提案、職場定着へのサポート、特別支援学校や優良企業の見学会、各種セミナーの開催などを行っています。また、障がい者雇用に積極的に取り組む企業の表彰や、「障害者雇用優良企業認証制度」による認定マークの交付を通じて、先進的な取り組みを広く紹介し、企業への波及効果を高めています。さらに、障がい者就職面接会の開催や、精神・発達障がい者への理解を深める「しごとサポーター養成講座」、就労パスポート活用セミナーの周知を通じて、雇用現場の理解促進と支援環境の整備にも取り組んでいます。職業訓練分野においても、民間教育機関への委託により障がい種別に応じた多様なコースを提供し、就労力の向上を図っています。また、県内9か所の「障害者就業・生活支援センター」では、就労支援と生活支援を一体的に提供し、職場定着だけでなく健康や生活面にわたる包括的な支援を行っています。こうした取り組みは障がい者の雇用拡大と就労定着に大きく貢献していますが、支援が届きにくい層への対応も求められています。特に、支援学校卒業生などで障がい者手帳を所持していない方々に対する支援制度の整備は喫緊の課題です。対象者を限定しない柔軟な制度運用や、企業側への賃金補助といったインセンティブ導入を通じて、雇用の裾野を広げることが期待されます。

弊会においても、障がい者の雇用促進と就労理解の拡充に向けた取り組みを積極的に進めております。令和6年度には水戸高等特別支援学校を訪問し、現場の課題や教育現場との連携のあり方について意見交換を行いました。今年度は茨城県福祉部長との懇談会を開催するなど、行政との連携強化に向けた具体的な意見の発信を目指しております。更に9月には、新たに「障害平等研修（DET）」を開催し、企業や関係機関の障がい者理解促進に向けた学びの場の提供に取り組んだところです。

今後は、精神障がい者や手帳非所持者も含めた包括的な支援体制の強化、採用説明会の開催拡充、職場適応を支える継続的なフォロー体制の整備などに注力し、すべての人が尊厳を持って働ける共生社会の実現に向けて、県のさらなる取り組み強化に向けて、弊会も協力をさせて頂ければと考えております。

⑦ 建設業・運送業・製造業・介護福祉業における雇用確保への支援

県におかれましては、「チャレンジいばらき就職フェア」や「業界研究会」、いばらき就職支援センターによる職業紹介など、全業種共通の人材確保策に加え、建設、運送、製造、介護福祉といった中核産業に対して、きめ細かな支援を継続的に展開されており、高く評価いたします。

建設業では、週休二日制の導入促進や ICT 機器の活用支援、生産性向上に向けた取り組みに加え、若年層の入職促進を目的とした建設フェスタやインターンシップの開催など、将来を見据えた対策が講じられています。運送業においては、いわゆる「2024 年問題」を見据え、業務効率化支援や免許取得支援を通じた人材確保が進められています。また、製造業では、模擬スマート工場の活用や IoT 導入支援を通じたスマート化推進が行われており、中小企業の競争力強化に資する取り組みとなっています。介護福祉分野では、未経験者の参入支援、スキルアップ研修、ICT や見守り機器導入への補助、処遇改善に向けた補助金の交付など、包括的な人材支援策が展開されています。

一方、これらの産業では依然として人手不足が深刻であり、特に建設・運送分野では「2024 年問題」への対応が急務です。建設分野における週休二日制推奨の民間工事への適用拡大や、運送分野における自動隊列走行の導入支援といった、制度・技術の両面からの対応が求められています。また、製造業においては、スマート化を図る中小企業への助成の拡充が必要です。介護福祉業では、業務負担の軽減を目的とした AI・ICT の導入加速が期待されます。県総合計画に掲げられている「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進は、これら中核産業における雇用確保・定着に直結するものであり、現場の課題を踏まえた実効的な支援策が不可欠です。今後は、IT 導入や DX 推進への支援を業種ごとに強化し、現場の声を反映した柔軟で現実的な対応を講じていただきますよう、強く要望いたします。

⑧ 外国人労働者確保促進支援とその実現に向けての受入機関の拡大と充実

少子高齢化と人手不足が進行する中で、外国人労働者の受入れは、県の産業と地域社会の持続的発展を支える上で欠かせない施策となっています。令和 6 年 10 月末時点における本県の外国人労働者数は 6 万 1,909 人にのぼり、全国 10 位の規模を誇ります。建設・製造・介護福祉分野を中心に、その存在感は年々高まっています。

県ではこれまで、外国人材の確保・育成・定着に向けた先進的な取り組みを進めてきました。インドのアミティ大学との協力覚書の締結、ベトナム・ロンアン省との連携による「茨城県コース」の展開、「茨城県留学生就職促進コンソーシアム」の設立などにより、優秀な人材の受入れから就職・定着までを一貫して支援する体制が整備されています。また、「茨城県外国人材支援センター」では、在留資格・労働環境・日本語学習支援など幅広い相談に対応しており、令和 6 年度の累計相談件数は 1,000 件を超えています。一方、現場からはより実務に即した支援強化が強く求められています。具体的には、重機操作資格取得施設の整備、技能検定受検料の補助、通訳派遣支援、日本語教育の出張対応、住居確保や生活資金支援など、受入れ企業の負担軽減と外国人労働者の生活安定の両面での支援が不可欠です。また、新たに創設される「育成就労制度」への円滑な移行支援や、技能実習から特定技能、定住ビザまでのキャリアパス整備が重要です。特に、特定技能 2 号の取得支援は喫緊の課題です。現在、特定技能 2 号試験は業種

によって難易度に大きな差があり、合格率にも格差が生じています。例えば、農業や食品加工分野の試験に比べ、機械加工（数値制御旋盤）など製造業分野の試験では、2号評価試験に加え、ビジネス・キャリア検定試験が課され、管理職としての高度なスキルが要求されています。これは、もちろん望ましい能力ではありますが、日本人社員にも必ずしも求められないレベルを外国人労働者に課しているともいえます。試験内容が専門ごとに異なることは理解していますが、合格基準が本当に同一水準で適正に設定されているのか、また試験レベルの差が合格率の格差に直結しているのではないかという疑問は現場で根強く指摘されています。この点について、県として国に対し、業種ごとの試験基準の適正化や合理化を働きかけていただくこと、あわせて業種特性に応じた試験対策講座や支援の充実を強く要望いたします。特定技能2号を取得できれば、在留期間の更新に上限がなく、家族の帯同も可能となるため、外国人労働者が長期的に安定して働き、生活基盤を築く上で大きなメリットがあります。結果として、優秀な人材の県内定着が進み、企業にとっても安定した雇用確保が可能となるため、制度活用を促進する支援体制整備が急務です。

加えて住居確保の問題も重要です。民間アパートが円滑に借りられる環境整備が不可欠である一方、行政としても公営住宅や空き家を活用する柔軟な仕組みの検討をお願いしたいと考えます。特に過疎地域などでは市町村住宅に空き家が残されているケースもあり、企業を窓口とすることで単身者向けの複数利用を可能とする制度が実現できれば、住宅確保が困難な単身外国人労働者にとって大きな支援となります。さらに、地域活動を通じて地域住民との交流が生まれ、日本人と外国人が共生する地域社会の形成にもつながると期待されます。

今後は、資格取得・語学・生活支援の拡充に加え、外国人材の定着支援を担う受入機関の機能強化と拠点拡大が必要です。企業や地域団体と連携した伴走型支援体制を整備し、関係機関が役割を分担しながら、外国人労働者が安心して暮らし、働ける地域づくりを推進していただきたく存じます。「世界から選ばれる県づくり」の実現に向け、外国人労働者が能力を最大限に発揮し、長期的に定着できる受入環境の拡充を、今後とも強く要望いたします。

⑨ 「働き方改革」実現への支援

第2次茨城県総合計画に掲げられている「働きがいを実感できる環境の実現」は、「働き方改革」の方向性と軌を一にするものであり、県におかれましては、「働き方改革優良（推進）企業認定制度」の創設と運用をはじめ、「いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」による情報発信、UIJ ターンセミナーの開催、テレワーク事例紹介や補助制度の周知など、多様な施策に尽力いただいていることに敬意を表します。特に、平成30年度に創設された「働き方改革優良（推進）企業認定制度」では、令和6年度には、優良企業142社、推進企業14社が認定を受けており、その先進事例がポータルサイトで広く公開されていることは、県内全体の意識醸成と取り組みの加速に寄与しています。また、毎年8月・11月を「働き方改革推進月間」として定め、広報活動やメールマガジンを通じた相談窓口・支援策の周知も図られており、企業支援の情報提供体制も着実に構築されています。

一方で、現場レベルでは、特に建設業、運送業、製造業、介護福祉業といった人手不足が深刻な業種において、労働環境整備や ICT・DX 導入が進みにくく、働き方改革の実現に向けた課題が依然として残されています。時間外労働の削減や週休二日制の導入、テレワーク環境の整備など、改革を進める上での制度的・技術的なハードルを超えるには、より一層の支援と導入促進策が必要です。

弊会でも、社会保険労務士をはじめとする士業による相談ネットワークを整備し、働き方改革を含めた中小企業の経営相談に対応していますが、県としても、国の助成金制度や「よろず支援拠点」などの有効な支援機関の周知徹底をさらに図っていただきたく存じます。企業が支援制度を「知り、使える」環境の整備が、改革の第一歩となります。また、ICT・IoT の導入やモデル企業の創出といった技術的・実証的支援を拡充し、中小企業でも導入しやすい仕組みづくりが求められます。あわせて、ワーク・ライフ・バランスの確保や女性の就業環境の改善など、柔軟な働き方を可能にする労働環境整備を一層推進していただきたいと考えます。

今後も、優良企業の取り組み事例の積極的な発信、業種・規模に応じた個別支援、関係機関との連携による実効性ある取り組みの拡充により、すべての働く人が「働きがい」を実感できる環境づくりを進めていただきますよう、強く要望いたします。

⑩ 事業承継・M&A 促進による後継者問題解決に向けての支援

人口減少と高齢化の進行により、地域経済を支える中小企業では、後継者不在による廃業リスクが深刻な課題となっています。全国の社長の平均年齢は 60.7 歳と過去最高を更新し、後継者が未定の企業が多数を占める中で、事業承継の遅れは雇用の喪失や経営資源の散逸につながる恐れがあります。県内でも、後継者不在率は 41.0%にのぼり、建設業、サービス業、小売業を中心に、特に 60 代以上の経営者が承継準備に至っていないケースが多く、課題は依然として大きい状況です。こうした中、県では事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、個別相談会の開催や事業承継診断、M&A セミナーの実施、マッチング支援、支援機関向け研修など、多面的な施策を進めています。また、地域金融機関や士業と連携し、潜在的な承継案件の掘り起こしにも取り組まれています。一方で、人手不足や原材料費の高騰などにより、事業継続そのものが厳しくなっており、承継準備が整わないまま廃業に至る企業も今後増加が懸念されます。中でも M&A を活用した承継は有効な手段であるものの、多額の手数料や手続きの複雑さが、中小企業にとって大きな障壁となっています。このため、M&A 支援にかかる費用への公的助成の導入、自治体主導による M&A 支援センターの設置、デジタル技術を活用した情報基盤の整備、さらに後継者候補の育成や承継意識の醸成といった取り組みが求められます。

事業承継は、経営者の交代にとどまらず、地域の雇用・技術・経営資源を次世代へ確実に引き継ぐための戦略的な取り組みです。地域経済の持続的発展に向け、国および県による事業承継・M&A 支援のさらなる拡充を強く要望いたします。

(2) 販路拡大への支援

茨城県は鉄道・高速道路・空港・港湾といずれも整備され、交通インフラが非常に充実しています。県内企業の経済活動の活発化を図る為、これら交通インフラを十分に活用し、販路拡大を進めるべく、以下を要望いたします。

① ビジネスマッチング・販路拡大・販売強化に関する支援

近年、地域金融機関や経済団体によるビジネス交流会が各地で開催される中、県におかれましても、中小企業の販路開拓支援に積極的に取り組まれており、深く感謝申し上げます。東京などの主要都市における展示会出展支援や、近隣県の産業支援機関との連携による商談会の開催、ビジネスコーディネーターによるマッチング支援など、県内企業の受注拡大に向けた多面的な支援体制は、高く評価されるものです。これらの施策は、県内中小企業が自社の製品や技術を広く発信し、販路を切り拓くうえで大きな後押しとなっています。

一方で、弊会が実施したアンケート調査では、会員企業から「結城市と栃木県小山市に生産拠点をもち、生産は茨城が倍であるケースにおいて、栃木県側では毎年デジタル広告を活用した販路拡大に対し補助が継続して交付されている一方、県側では同様の支援が受けられていない」との声もあり、県においても同様の施策を求める要望が挙がっております。

こうした声を踏まえ、従来の展示会や商談会支援に加え、製品トライアル導入の仕組みづくりや、デジタルマーケティングを活用した販路拡大に対する実効性ある補助制度の創設など、現場の実情に即した支援策の強化を要望いたします。あわせて、特定の業種や企業規模に偏ることのないよう、地域の多様な中小企業が継続的に参加・発信できるビジネス創出の場を県主導で拡充していただきますよう、お願いいたします。

② 企業誘致推進の強化

令和6年の「工場立地動向調査」において、県は県外企業立地件数および工場立地件数で全国1位、工場立地面積でも全国3位となるなど、企業誘致の面で大きな成果を上げています。こうした成果は、本県の地理的優位性や、工業団地価格の見直し、県税の課税免除、工業用水料金の減額といった優遇措置を戦略的に活用し、着実に誘致活動を推進してきた結果であると高く評価されます。また、全国トップクラスの補助制度による本社機能の誘致も進み、これまでに27件の移転計画が認定されるなど、県内での質の高い雇用の創出にもつながっています。

一方で、弊会アンケート調査では、「企業誘致の成果が県南地域に集中しており、県央地域にも力を入れてほしい（水戸経済圏の確立）」という声や、「誘致によって人材が進出企業に流れ、地元企業の人材確保が一層困難になるのではないか」といった懸念も寄せられています。こうした状況においては、企業誘致と人材確保を両立させることが極めて重要です。単に企業を呼び込むだけでなく、県外・国外からの人材誘致や、多様な人材の活用を視野に入れた戦略的施策が求められます。県では、「いばらき就職チャレンジナビ」を活用した情報発信、就職面接会の開催、いばらき就職支援センターに

よるマッチング支援、外国人材や留学生の就職支援など、多様な人材確保策を展開されており、これらの取り組みは今後ますます重要性を増します。

今後は、進出企業と地元企業が競合するのではなく、互いに人材確保を支え合える仕組みづくりが必要です。補助金や税制優遇といった誘致施策に加え、地域全体で人材を育て、呼び込み、定着させる包括的な支援策の強化を通じて、企業誘致と人材確保の両立を図り、県全域の持続的な経済発展へとつなげていただきますよう、強く要望いたします。

(3) 官公需の県内企業発注等に対する支援

県内企業への優先発注は、地域経済活性化や、雇用維持・拡大に大きく寄与します。県内事業者への受注機会の拡大を図るため、下記を要望いたします。また、本項目について、県発注の事業のみならず、県内各市町村やその他行政機関においても同様の取り組みが為されるよう、指導・要請いただきたく併せて要望いたします。

① 一般競争入札における県内事業所の受注機会確保に対する支援

本項目については例年継続して要望しておりますが、依然として県内企業からは、一般競争入札における受注機会確保に対する支援のさらなる充実を求める声が多く寄せられています。とくに企業誘致に関連しては、誘致企業が県内自治体の開発した工業団地等に立地する場合でも、その施設の設計や施工を県外の大手設計事務所やゼネコンが受注する事例が多く見られます。このような状況に対し、「企業誘致による地域経済への波及効果を高めるには、地元企業が優先的に受注できる仕組みを整えるべきではないか」との意見が上がっています。また、災害等の有事の際には、地域に根差した地元企業の迅速な対応が不可欠であることから、「県外業者が施工を担った場合、緊急時の対応や地域への協力体制が取りづらくなる。そうした観点からも、地元企業への優先発注が必要である」との指摘も寄せられています。こうした意見を踏まえ、県では「官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律」や「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を庁内各課、出先機関、県警、市町村に毎年周知し、中小企業の受注機会拡大を要請していると承知しております。加えて、中小企業庁と共催で「官公需確保対策地方推進協議会」を毎年開催し、行政機関に対して地元中小企業の活用を促しているとも伺っております。その結果として、県と県内中小企業との官公需契約の割合は、直近3年間で60%以上を維持し、令和5年度には70%を超えるなど、一定の成果が見られます。県発注工事についても、原則として県内業者が施工可能な案件は県内発注とし、競争性を確保しながらも「地域の守り手」の育成に配慮した運用がなされているとのことです。電気設備工事についても、地元業者への受注配慮を踏まえた入札参加資格要件の設定、工事内容に応じた総合評価方式の活用など、具体的な対応が取られていると承知しております。

今後も引き続き、県内企業の受注機会確保に向けた施策の強化をお願い申し上げますとともに、こうした取り組みの実効性を確認する観点から、県発注工事における県内企

業および県外企業の受注実績の推移について、具体的な数値のご提示をお願いいたします。

② 競争入札におけるダンピングの排除

資材費や人件費の高騰を背景に、建設コストは年々上昇しており、県内建設業者の経営環境は引き続き厳しさを増しています。こうした状況のもとでは、適正な価格による工事発注の確保が、事業者の健全な経営維持と雇用の安定に直結する重要課題です。この点については例年要望しておりますが、とくに企業誘致による新設工事などが活発化するなかで、「最低制限価格」および「低入札基準価格」のさらなる引き上げについて、引き続き積極的にご検討いただきたくお願いいたします。

県におかれましては、建設工事において、総合評価方式を除く 250 万円超～1 億 5,000 万円未満の案件には最低制限価格制度を、それ以上の規模や総合評価方式による案件には低入札価格調査制度を適用し、ダンピング防止に取り組まれていると承知しています。令和 4 年 4 月には、国の方針に準じて最低制限価格等の設定範囲が引き上げられ、令和 6 年 5 月には建設コンサルタント業務においても同様の見直しがなされたことを評価いたします。また、市町村に対しても、県が国のダンピング対策方針の周知や助言を行うほか、令和 5 年度には「ハンズオン支援事業」の活用、令和 6 年度も個別訪問によるフォローアップが進められており、県全体として制度の適切な運用が図られていると認識しております。一方で、建設現場の実情としては、依然として過度な低価格競争による受注が地元事業者の経営に悪影響を及ぼすケースも散見されており、制度のさらなる見直し・柔軟な運用が求められます。

今後も、県内建設業者が適正な価格で受注できる環境整備のため、ダンピング排除に向けた制度運用と実効的な対策の強化を引き続きお願いいたします。

(4) 科学技術を活用した新産業育成・中小企業の成長支援

第 2 次茨城県総合計画に掲げられている「新しい豊かさ」の実現に向けて、科学技術の活用は、企業の活性化・生産性向上・業務効率化を促進する極めて重要な要素です。特に技術革新が加速する中、県内企業が持続的に成長し、競争力を維持・向上させていくためには、科学技術を単に導入するだけでなく、それをいかに自社の経営や製品開発に適切に結び付けていくかが鍵となります。そのためには、まず各企業が抱える技術的課題やニーズを県として丁寧に把握し、重点分野を明確化したうえで、技術力やノウハウの蓄積・可視化・共有を支援する体制の構築が求められます。そして、県内企業の技術的な成果が広く外部に発信され、新たなビジネス機会や連携につながるような、戦略的かつ実効性ある支援の強化が必要です。今後、県内企業の持続的な発展と地域経済の成長を支えるためにも、科学技術の活用を柱とした支援施策のさらなる拡充を、強く要望いたします。

① 産学官連携強化への支援

県におかれましては、平成 30 年 8 月に、県・つくば市の共同提案が内閣府「近未来技術社会実装推進事業」に認定され、それを契機に高齢社会の課題解決を目的とした近未

来技術（Society 5.0）の社会実装が進められてきたことに対し、深く感謝申し上げます。同事業においては、AI、IoT、ロボット等の先端技術に関する分野研究会を通じて、これまでに5社の製品・サービスが実用化されたと伺っており、科学技術の現場への展開に向けた先進的な取り組みに敬意を表する次第です。また、2021年度からは、先端技術を活用して地域課題の解決を目指す県内企業に対し、大学等の有識者による伴走支援を通じて、社会実装の加速と県内産業の活性化に取り組まれていること、加えて、大学や研究機関、研究開発型ベンチャー企業等とのマッチングにより、産学官連携による新製品開発や新事業創出の支援を行っている点についても、評価しております。

弊会におきましても、会員企業への産学連携支援の一環として、茨城大学と連携協定を締結し、研究シーズと地域企業のニーズをつなぐ共同研究の推進に取り組んでおります。弊会アンケート調査においては、大学と連携した人材育成の推進を望む声も多く、今後、科学技術を活用した新産業の創出や中小企業の成長支援をさらに加速させていくためには、県主導による大学・研究機関・企業を結ぶネットワークの強化とともに、新たな産業クラスターの形成が不可欠と考えます。

つきましては、「近未来技術社会実装推進事業」で得られた知見を活かしながら、有識者による伴走支援、産学官連携の一層の推進、企業間交流や展示会支援等を通じて、県内企業の技術力強化と成長支援に引き続きご尽力いただきますよう、お願いします。

② デジタル化・IT化促進による効率化・生産性向上への支援

県内企業におけるIT化の促進は、生産性向上や業務の効率化にとどまらず、将来的な事業成長の基盤としても極めて重要であり、AIやICTなどの科学技術の進展を背景に、デジタル化からDX（デジタルトランスフォーメーション）への移行が急速に求められています。弊会においても、会員企業のIT化支援の一環としてITコーディネータ茨城との連携協定を締結し、情報提供や相談対応を通じた支援を実施しております。特に近年では、タブレット端末の導入やテレワーク環境の整備といった基礎的なデジタル化に加え、事業構造そのものの変革を目指すDXの重要性が高まりを見せており、実際の現場からは「DXの必要性は理解しているものの、何から着手すればよいかわからない」といった声も多く寄せられています。こうした課題に対しては、業種を問わず、先行事例の紹介や導入ステップの明示、専門家によるコンサルティング支援、そして資金面での支援など、多角的かつ段階的なサポートが必要です。県におかれましては、中小企業を対象としたIT研修の実施により、セキュリティ・ネットワーク・プログラミング・マネジメントに至る実践的な人材育成を進めていただいているほか、意欲的な企業へのビジネスプラン構築支援、IoT導入事例の紹介、さらには産業技術イノベーションセンターにおける「模擬スマート工場」を活用した実証開発など、幅広い施策を展開されていることに対し、高く評価しております。

しかしながら、IT化・DX化の推進には設備投資が不可避であり、特に中小企業にとっては資金的な負担が大きな障壁となっています。また、サイバー攻撃に備えたセキュリティ強化など、経済安全保障の観点からの対応も急務であり、企業の経営を取り巻く課題は多岐にわたっています。さらに、ITパスポートや基本情報技術者などの資格取得を含む、社員のリスクリングやスキル向上に向けた支援も不可欠であり、人的資本への投資を進めていくことが重要です。

こうした背景を踏まえ、今後においては、企業が安心して IT 化・DX 化を進められるよう、設備導入やセキュリティ強化に対する資金的支援の拡充、模擬スマート工場や IT 研修事業の活用促進、そして実際に成果を上げた企業の成功事例の積極的な発信と広報強化を通じて、県内全体への波及効果を高めていただきたく、支援策のさらなる充実を強く要望いたします。

(5) 税制優遇への継続的な取り組み

税制面での優遇措置や負担軽減は、企業の経営を支えるだけでなく、企業活力の向上を通じて、さらなる投資や事業拡大への資金循環を促す点で、大きな効果をもたらすものと考えております。企業が継続的に成長・発展していくためには、経営基盤の安定が不可欠であり、そのための支援策として、税制上の配慮は重要な位置を占めております。特に、原材料費やエネルギーコスト等の上昇が続いており、毎年の最低賃金の大幅な引上げに対応するなど人件費の高騰に苦慮しており、行政からの一過性の奨励金だけでは対処できない状況になりつつあります。税負担の軽減は企業の設備投資や人材確保を後押しし、地域経済の活性化にもつながります。

このような観点から、県におかれましては、県税における支援策の充実はもとより、国や市町村に対しても、企業支援につながる税制措置の導入・拡充について積極的に働きかけていただきますよう、以下の事項について要望申し上げます。

① 各種税率の引下げ

これまでも継続して要望してまいりました、企業における国税・県税・市町村税を含む総合的な税負担の軽減について、令和 7 年 1 月時点における国・地方を通じた法人実効税率は 29.74%と、かつての水準を下回る形で推移している点については、平成 28 年度以降の税制改正による法人税率および法人事業税所得割の引下げの成果であると受け止めております。具体的には、平成 27 年度の法人実効税率 32.11%から、平成 28 年度には 29.97%、平成 30 年度には 29.74%へと段階的に引き下げられ、現在に至っております。これは国全体として、企業の投資促進や国際競争力の強化を目指す施策の一環であると理解しております。しかしながら、依然として我が国の法人実効税率は諸外国と比較すると高い水準にあり、特に地域で事業を営む中小企業にとっては、依然として大きな経営上の負担となっているとの声が多く寄せられております。弊会の会員企業からも、税率のさらなる引下げや、優遇措置の拡充を求める意見は毎年多く挙がっており、地域企業の活性化と持続的成長に資する施策として、減税措置の実現が強く望まれております。

つきましては、県税における支援措置の充実に加え、国税・市町村税を含めた税負担の軽減に向けて、引き続き国の動向を注視いただきますよう、改めて要望申し上げます。

② 事業用設備導入や建物新築時の優遇措置の拡充

企業が利益を前向きな設備投資へと循環させていくためには、事業用設備の導入や建物の新築・増設に際して講じられる税制上の優遇措置が、企業の投資判断に大きく影響する極めて重要な要素であると考えます。特に中小企業においては、こうした税制支援の有無が、将来的な経営の方向性や雇用維持・創出の可否を左右する現実的な問題とな

っています。現在、国においては「中小企業投資促進税制」や「中小企業経営強化税制」といった制度が設けられ、一定の条件を満たした設備投資に対して税額控除などの特例措置が適用されています。また、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小事業者が取得する機械・装置等に対しては、固定資産税の軽減措置が適用されるなど、これらの制度は中小企業の意欲ある投資を後押しする上で重要な役割を果たしています。

しかしながら、これらの税制措置はいずれも時限的なものであり、中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制は令和8年度末まで、固定資産税の特例措置についても令和9年3月末までに取得された資産が対象とされており、適用期限の接近に伴って企業の間では制度の継続性に対する不透明感が広がりつつあります。とりわけ、設備導入には中長期的な資金計画が必要となるため、制度の期限が不明確な状態は、企業の投資意欲を大きく減退させる要因ともなりかねません。加えて、県および県内各市町村において実施されている課税免除や不均一課税の軽減措置についても、雇用創出や地域経済の活性化に資する有効な支援策であると認識しておりますが、より多くの企業が安心して制度を活用できるよう、運用期間の見直しや制度設計の柔軟化が望まれます。

こうした状況を踏まえ、県におかれましては、国に対して中小企業向け税制優遇措置の継続・拡充を強く働きかけていただくとともに、県税における優遇措置についても実効性と効果を十分に検証したうえで、適用期間の延長や対象範囲の拡大など、制度全体のさらなる充実を図っていただきたく存じます。また、市町村における地方税の課税免除や軽減措置についても、引き続き助言・情報提供等による後方支援を継続していただきますよう、お願いいたします。

2. 県土を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について

(1) 茨城空港の利便性向上・アクセス良化

茨城空港は開港後 15 年が経過し、関係各組織のご尽力により、着実に利便性が向上しております。新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度は、利用者数が 20 万人まで落ち込んだものの、令和 6 年度は 776,063 人にまで回復し、国内線利用者数は過去最高の利用者数を記録しております。また、羽田・成田に続く首都圏第 3 の空港としての期待も高まっており、茨城空港の更なる総合的利便性向上のため、以下を要望いたします。

① 航空便路線拡充への更なる取り組みの強化

茨城空港における航空路線の整備は、県内外の交流促進、地域経済の活性化、観光誘客の推進において、極めて重要な施策であると認識しております。これまでに国内定期便 4 路線（神戸・札幌・福岡・那覇）の運航が確保され、加えて長崎・鹿児島・宮古への乗継便も設定されるなど、利便性の向上が着実に進んでおります。また、国際線についても台北便の継続運航に加え、韓国・清州との連続チャーター便を経て、定期便の運航、さらに中国・上海への定期便が再開されるなど、着実な回復が見られます。

こうした状況を踏まえ、今後さらに航空便の路線拡充を強力に推進していくことが重要です。特に、これまで 1 時間あたり 1 機に制限されていた民間航空機の着陸ルールが弾力的に運用されることとなり、物理的・制度的な制約が緩和された今こそ、新規路線の開拓に向けた好機と捉えるべきと考えます。

今後は、国内外の航空会社や旅行会社に対し、茨城空港の強みである無料駐車場や首都圏近郊としての地理的優位性を訴求し、より戦略的かつ積極的に乗り入れを働きかけていく必要があります。ビジネスニーズや観光需要の高い都市との接続強化を図るとともに、出張需要の高い県内企業の利便性向上を見据えた路線選定を進めることが期待されます。あわせて、現在実施されている誘客キャンペーンやプロモーション活動との連携をさらに強化し、単なる「就航」にとどまらず、「継続的な利用」を見据えた需要喚起策の展開が不可欠です。アプリの活用によるポイント施策、就航都市での広告展開、地域イベントとの連携など、利用者目線に立った多角的な取り組みが求められます。

茨城空港の路線拡充は、単なる交通インフラの整備にとどまらず、地域の成長戦略そのものと位置づけられるべき重要施策です。今後とも、航空便路線拡充に向けた取り組みを一層強化いただけますよう、強く要望いたします。

② 茨城空港及び周辺地域の整備の促進

茨城空港は、国内外をつなぐ交通の拠点として、また県内観光や地域経済の活性化を支える重要なインフラであり、今後の更なる発展に大きな可能性を有しています。その一方で、空港の持つポテンシャルを十分に発揮するためには、空港本体のみならず、周辺地域を含めた総合的な整備と利便性の向上が不可欠です。

令和 6 年度、茨城空港の活性化を県のさらなる発展につなげるため、有識者や県経済・観光団体、空港関係者等により構成する「茨城空港のあり方検討会」を設置するなど、茨城空港の利用促進に向けて尽力されておりますが、更なる利用促進を図る上で

は、県外・国外からの観光客を取り込むための環境整備を強化し、茨城空港を「来訪者を迎え入れる玄関口」としてさらに発展させていく必要があると考えます。

この対策のうちの一つとして、空港アクセスのさらなる改善が求められます。常磐自動車道からのアクセス向上に加え、石岡、水戸、つくば、東京方面への空港アクセスバスについても、現在一部の便で運休が継続している状況を踏まえ、路線の回復・拡充が急務です。加えて、今後はBRTなど新たな公共交通の導入や、周遊性を高める交通ネットワークの構築にも積極的に取り組むべきと考えます。また、空港周辺地域における宿泊施設や滞在環境の充実も不可欠です。現時点で県として具体的な整備は行っておりませんが、小美玉市が令和6年3月に策定した「新まちづくり構想」では、茨城空港前に「市民・来訪者の憩いの空間、交流・宿泊の場」を整備する方針が示されており、今後は県と市が一体となって計画を具体化し、空港を中心とした地域の魅力創出とにぎわいづくりを推進していくことが重要であると考えます。

さらに、令和6年1月に羽田空港で発生した航空機事故の際には、茨城空港が緊急着陸地として2便を受け入れた実績があり、首都圏空港のバックアップ機能としての役割も明らかになりました。今後は、誘導設備や滑走路の機能強化を含めた空港インフラの整備を進めることで、非常時に対応可能な体制を構築し、羽田・成田に次ぐ機能的な空港としての地位確立を目指すべきと考えます。

また、今後の空港機能の高度化と多様な需要への対応という観点から、令和6年には茨城空港においてビジネスジェットの実験運航が実施され、北関東から首都圏・全国各地への機動的な移動手段としての有効性が確認されました。ビジネスジェットは、国内外の富裕層や企業幹部による利用、緊急輸送や災害対応など幅広いニーズに対応可能であり、観光・ビジネス・医療・安全保障といった多様な分野において地域の競争力を高めるインフラとしての可能性を秘めています。空港内における専用ターミナルや動線整備、運航申請の迅速化、周辺宿泊・交通サービスとの連携などを通じて、県としてもビジネスジェットの本格受け入れ体制構築の推進をお願いします。

茨城空港が真に「地域に根ざし、県内外から人を呼び込む空の玄関口」となるためには、空港及びその周辺地域の整備促進が不可欠です。今後、関係自治体や関係機関と連携を図りながら、総合的かつ戦略的な整備計画を推進していただけますよう、要望いたします。

(2) 県内港湾の整備促進・利便性向上

茨城県は、南北約190kmに及ぶ海岸線を有し、その沿岸には茨城港（日立港区・常陸那珂港区・大洗港区）および鹿島港という二つの重要港湾が整備されております。これらの港湾は、県内の産業・物流の基幹インフラとしての役割を担っており、地域経済の持続的発展において極めて重要な存在であります。近年、こうした港湾における取扱貨物量や船舶の利用実績が着実に増加している背景には、県をはじめとする関係機関および地元企業・関係者の皆様による地道な努力の積み重ねがあるものと拝察いたします。その尽力に対し、改めて敬意を表するものであります。

港湾の充実、県内企業の競争力を高めるとともに、物流拠点としての機能強化を通じて、国内外からの貨物流入を促進する大きな契機となります。結果として、地域産業の活性化、雇用創出、国際競争力の向上といった多方面にわたる経済波及効果が期待さ

れます。こうした観点から、県におかれましては、今後とも県内主要港湾の整備拡充について積極的な姿勢で取り組んでいただきたく、以下の項目について、継続的にご対応いただきますよう継続要望いたします。

① 港湾整備への継続的な取り組み

茨城港・鹿島港はいずれも重要港湾として県内産業を支える基盤であり、国際競争力の強化や地域経済の発展に不可欠なインフラです。これまで県や関係機関において、需要の増加や利用の拡大に応じた着実な整備が進められてきたことに、深く感謝申し上げます。

茨城港の常陸那珂港区では、令和5年2月に水深12メートル岸壁の2バース目が全面供用を開始し、さらに昨年4月からは水深14メートル岸壁の整備にも着手されました。これにより、大型船舶への対応力が向上し、港湾機能の強化が一段と進んでいます。また、背後地となる埠頭用地や港湾関連用地の整備も進展しており、将来の物流需要にも柔軟に対応できる体制が整いつつあります。港と内陸部を結ぶ物流ネットワークにおいても、県道常陸那珂港山方線のうち、国道245号から国道6号までの区間では、現在用地取得や工事が進められており、今後の完成が期待されます。さらに、国道6号から常磐自動車道に至る区間についても、新設インターチェンジの検討や整備効果の評価が進んでおり、早期に具体的な整備方針が示されることが望まれます。加えて、現在、常陸那珂港区にはバス路線が存在せず、港区内各事業所へのアクセスに利用可能な公共交通手段がない状況です。自家用車に依存せず公共交通による通勤が可能となることで、CO₂排出量の削減や交通渋滞の緩和にも寄与し、持続可能な社会の実現にも繋がるものと考えます。

一方、鹿島港では南防波堤および中央防波堤の整備が進められ、航路や泊地の静穏性が確保されつつありますが、埋没が発生した際にはエネルギー港湾制度を活用して浚渫を行う必要があり、企業に大きな費用負担が生じることが懸念されます。鹿島港は多くの企業にとって重要な物流拠点であることから、持続的な利用を可能にするためには、行政による財政的支援や企業負担軽減策の整備が求められます。

また、漂砂による堆砂が港湾の深さに影響し、大型貨物船の入港に制限がかかるなど、他港湾との競争力の弱さが長年の課題として露呈している現状を打破するよう、各方面への働きかけを積極的に進めて頂きたいと考えます。

これらの港湾整備や周辺インフラの充実、地域産業の競争力を高めるだけでなく、今後の国際物流の変化に対応できる体制づくりとしても重要です。弊会アンケート調査においても、「港湾周辺の都市計画整備」、「港湾と市街地を結ぶ道路の高規格化」が望まれております。県におかれましては、今後とも国と緊密に連携し、両港の機能強化とインフラ整備を一層推進するとともに、企業側の負担軽減に向けた具体的な制度整備にも積極的に取り組んでいただけますよう、要望いたします。

② 外航定期航路増加への取り組み強化

茨城港および鹿島港においては、県と関係機関の継続的なポートセールスや企業訪問などの地道な努力により、近年、外航定期航路の拡充が着実に進められており、県内物流拠

点としての重要性がますます高まっております。特に、常陸那珂港区では、令和元年に開設された韓国・中国コンテナ航路に加え、令和6年1月には新たな中国定期コンテナ航路が加わり、現在では外航定期 RORO 航路 11 航路、定期コンテナ航路 4 航路が運航されるまでに至っています。令和6年には、常陸那珂港区におけるコンテナ取扱貨物量が 51,199TEU と過去最高を記録し、茨城港全体の外貿機能の強化が地域経済、とりわけ北関東広域経済圏に大きな波及効果をもたらしていることは明白です。今後、さらに外航定期航路を拡充し、グローバルな港湾競争の中で茨城港の地位を高めていくためには、取り組みの一層の強化が不可欠です。特に北米や東南アジアなど、需要の高い地域との直航航路の新規開設は、港湾利用者にとって輸送効率やコスト削減の面で極めて大きな意義を持ち、国際的な輸出入ネットワークの中に茨城港を明確に位置づけることにつながります。

現在、国際フィーダー航路によって北米・アジアとの接続は一定程度確保されておりますが、荷主企業からは依然として「直航便の開設を望む」声が根強く、これは「物流の2024年問題」や環境負荷低減といった社会的要請にも応える重要な施策であります。実際、直航便を有する他港では 50 万 TEU 超の取扱実績が見られることから、直航化によるポテンシャルは非常に高いものがあります。

つきましては、県におかれましては、引き続き企業訪問・セミナー・集荷促進事業をはじめとしたポートセールスの積極展開を推進するとともに、船会社との交渉・調整を強化し、外航定期航路の拡充、特に北米・東南アジア等との直航便の新規開設に向けた戦略的な取り組みを強化していただきますよう、強く要望いたします。

(3) 県内高速道路・一般道路の整備促進・利便性向上

県内における高速道路および一般道路の整備は、企業活動の効率化、住民の生活の質の向上、そして観光振興において、極めて重要なインフラ基盤であります。道路網の整備により、物流の円滑化、通勤・通学の安全確保、災害時の緊急輸送の確保など、多面的な効果が期待される中、特に渋滞の緩和や移動時間の短縮は、企業の経済活動における時間的・金銭的ロスを減少させると同時に、県外からの観光客の流入促進にもつながるものであり、地域経済全体の活性化に直結いたします。

県におかれましては、これまでも各地域における道路整備に向けて、調査・設計・用地取得・工事着手など、積極的に対応していただいていることに深く感謝申し上げます。その上で、現在進行中の事業の進捗状況について適切に情報を共有していただくとともに、以下の課題・路線等について、引き続き着実な整備の推進をお願いいたします。

① 高速道路の整備・利便性向上

現在進められている高速道路整備に関し、地域の交通利便性や物流機能の向上、さらには地域経済の活性化を図る観点から、以下の事業について、引き続き早期の整備促進を要望いたします。

・東関東自動車道の潮来・鉾田間の早期開通と鹿島・神栖方面への延伸

弊会アンケート調査においても、本項目は主に鹿行地域の会員企業より、強く求められております。引き続き開通時期の厳守と工事の一層の加速化、周辺地域のまちづくり

との連携による整備効果の最大化を期待しております。また、鹿島港・神栖地域への延伸については、2024年6月に「（仮称）鹿行南部道路検討委員会」において、鹿島港北公共埠頭方面への延伸に関する基本方針が策定されたとのことで、県は今後、沿線市と調整を図りつつ、国およびNEXCO 東日本に対して高速道路計画の早期具体化を働きかけていく意向を示されておりますが、この動きに対し、本延伸によって港湾物流の効率化や新たな企業立地の促進、さらには観光振興が見込まれることから、速やかな計画の具体化および早期事業化に向けた対応を強く要望いたします。

・圏央道の4車線化の早期実現、PA、SAの整備

令和8年度の目標達成に向けた着実な工事の推進と予算確保を求めるとともに、交通の円滑化・安全性の確保のため、パーキングエリア（PA）やサービスエリア（SA）等の休憩施設の整備充実についても要望いたします。これらの整備が実現することで、地域の交通ネットワークが強化されると同時に、住民生活の質の向上、企業活動の活性化、さらには災害時の代替ルート確保にもつながるものと確信しております。関係機関におかれましては、今後とも事業の早期実現に向けた積極的な取り組みをお願いいたします。

② 幹線道路へのアクセスが良いスマート IC の導入

現在、県内では5箇所のスマートインターチェンジ（スマート IC）が供用中であり、さらに5箇所において事業が進められています。スマート IC は、高速道路へのアクセス性を高めることで、地域の産業活動や物流の効率化、交通の分散化に大きく寄与する重要なインフラであり、とりわけ幹線道路へのアクセスが良好な場所に整備されるスマート IC は、その効果が極めて高いと考えております。

弊会としては、これまでの整備の着実な進展を評価するとともに、今後は幹線道路と地域中核拠点を結ぶ地点におけるスマート IC の新規導入を重点的に推進していただくことを強く要望いたします。あわせて、既存予定地における整備の迅速化や、道の駅等の便利施設との併設による地域振興効果の最大化にもご配慮いただきたいと存じます。

県による制度の周知や技術的支援の取り組みは非常に心強いものです。今後も市町村と連携しながら、戦略的なスマート IC 整備が進められるよう、積極的なご対応をお願いいたします。

③ 県内各地域における道路整備促進

県内各地域における幹線道路の整備は、慢性的な交通渋滞の解消や交通安全の確保、特に通学路における子どもたちの安全対策、さらには地域産業の物流を円滑にするうえで、極めて重要かつ喫緊の課題となっております。なかでも、交通量の多い主要幹線道路や生活道路については、地域住民の日常生活や経済活動に与える影響が大きく、今後も引き続き重点的に整備を加速させていく必要があります。

また、2025年1月28日に埼玉県八潮市で、大規模な道路陥没事故が発生しました。これは、下水道管の著しい老朽化により道路が陥没し、死者を伴う重大事故となり、復旧には長い期間と多額の費用を要し、地域社会に大きな混乱をもたらしました。こうし

た事故は全国的にも相次いでおり、県内においても老朽化インフラに関する調査が始まっております。

これらの課題に的確に対応していくためには、県による積極的な主導に加え、市町村に対する財政的・技術的支援が不可欠です。幹線道路の整備と老朽化インフラへの対応は、県民の安全・安心な暮らしと、地域経済の持続的な発展に直結するものであり、今後 10 年以上を見据えた中長期的な視点に立った事業の推進を強く要望いたします。

・日立市内、国道 6 号バイパスの早期完成・国道 245 号の拡幅及び 4 車線化

未進捗区間の割合が高く、事業期間が長期化していることから、さらなる予算確保と事業促進をお願いいたします。また、国道 245 号の北拡幅や久慈大橋整備についても、用地取得や関係機関との調整が進められていますが、補修・排水対策も含めた早期の対応をお願いします。

・国道 118 号の 4 車線化

用地取得の推進が図られているとのことですが、長年にわたる事業であることから、残る区間の工事着手と早期完成に向けた一層の努力を要望いたします。

・石岡市内の国道 6 号の 4 車線化

用地取得が概ね完了し、石岡市との連携のもと事業推進が図られていると承知しておりますが、事業期間が長期化していることから、早期供用に向けた工程の前倒しを強く求めます。

・筑西市内の国道 50 号の 4 車線化

着手から相当年数が経過しており、現在は筑西市と連携した整備が進められていますが、未整備区間が多く残されており、早期の供用に向けた一段の加速が必要です。

・古河市内の国道 125 号の渋滞緩和

残る用地取得とともに、可能な限り早期に供用が図られるよう工事の進捗を要望いたします。

・鹿嶋市内国道 51 号及び鹿島コンビナート周辺の渋滞緩和

新神宮橋の 4 車線化に向けた働きかけが行われているとのことですが、鹿島臨海工業地帯の交通機能強化のためにも、引き続き積極的な対応をお願いします。また、周辺の県道奥野谷知手線に関しては、既に交差点改良が進められていることを踏まえたうえで、残る渋滞箇所への対策も検討いただきたく存じます。

以上、県の各路線における前向きな取り組みは評価しつつも、依然として工事の完了には長期を要する状況が続いており、事業の前倒しや予算措置の強化、各路線の整備完了時期の明示など、より踏み込んだ対応が必要と考えております。各地域における交通課題の抜本的な解消に向け、引き続き、国や関係市町村と連携した計画的かつ機動的な整備の推進を強くお願いいたします。

(4) 県内鉄道の整備促進・利便性向上

本県の定住人口の増加、観光客の誘致、そして地域経済の活性化を着実に推進していくためには、日常生活の基盤である交通インフラの整備・強化が不可欠です。特に、居住および移動の利便性を飛躍的に向上させる鉄道交通網の拡充は、今後の地域振興を支える重要課題の一つであると認識しております。こうした認識に基づき、以下の鉄道整備・利便性向上策について、鉄道事業者をはじめ、関係都県・国への積極的な働きかけをお願いいたします。

① つくばエクスプレスの延伸と利便性向上への取り組み

県におかれましては、令和5年6月にTXの延伸先を土浦方面とし、JR常磐線との接続駅を土浦駅とする方針を示され、また、令和7年2月には「TX延伸構想 事業計画素案」を公表し、土浦延伸の単独整備及び東京延伸との一体整備のいずれのケースにおいても、事業性があるものと確認されたと承知しております。弊社アンケート調査においても、常磐線との早期接続を望む声が多い一方で、延伸実現に向けては、事業計画素案の更なる磨き上げを行い、次期交通政策審議会答申の位置付けに向けた関係者との調整など、多くの課題があることも十分認識しております。TXの延伸は、本県の居住・移動の利便性を飛躍的に向上させるとともに、観光・経済・交流の拡大を促す地方創生の起爆剤であり、早期の実現すべき施策であると考えております。

ついては、延伸の検討状況や今後のスケジュール等について、関係機関や地域住民が適時情報を把握できるよう、継続的かつ丁寧な情報提供をお願いいたします。また、延伸に限らず、既存区間におけるダイヤの見直しや直通運転の拡充、駅施設の改善など、TX全体の利便性向上に向けた取り組みについても、県から鉄道事業者への積極的な働きかけをお願いいたします。

② JR常磐線の利便性向上への取り組み

令和7年3月のダイヤ改正においては、一部列車の運転区間変更による所要時間の短縮や、常磐線の特急列車がすべて品川駅始終着となるなど、利便性向上への取り組みがなされたことを評価しております。また、県におかれましても、アフターコロナにおける県民の日常生活の回復や地域の活性化の観点から、JR常磐線の利便性向上が極めて重要であるとの認識のもと、JR東日本への要望を継続し、利用促進活動にも取り組んでおられることに対し、弊社としても心より感謝申し上げます。そのうえで、弊社としては引き続き、以下の点について重点的な改善を要望いたします。

特に、取手駅以北、なかでも土浦～日立間における普通列車の本数増加は、多くの沿線住民から求められている喫緊の課題です。加えて、普通列車と特急列車の接続改善についても、利便性向上と利用促進の観点から更なる対応をお願いいたします。また、通勤・通学需要が集中する朝7時～9時および夕方5時～7時台の時間帯における運行本数の増加は、混雑の緩和と安心・快適な移動手段の確保に直結するものであり、今後のダイヤ見直しにおいて重要な検討項目とすべきと考えます。

今後とも、県におかれましては、鉄道事業者との連携のもと、こうした地域ニーズに寄り添ったきめ細かな要望活動を継続していただきますようお願いいたします。

③ 北関東を横断的に結ぶ鉄道の整備促進と利便性向上

本県の鉄道網において、JR 水戸線は北関東を東西に結ぶ重要な路線であり、通勤・通学や広域的な人流・物流の確保に欠かせない役割を果たしています。しかし、他の主要路線と比べると利便性や整備面で課題があり、今後の地域間交流や経済活性化の観点からも、機能強化が求められています。沿線自治体からは、水戸線と両毛線の相互直通運転や快速列車の運行を求める声が上がっており、県におかれましても、利用促進や JR 東日本への要望など、積極的に取り組まれていることに敬意を表します。一方、JR 東日本からは、利用者数や通過駅の利便性低下といった課題が示されており、慎重な検討が必要とされているとも承知しております。こうした状況を踏まえつつも、水戸線の潜在的な役割を見据えた利便性向上と機能強化は、将来に向けて重要な施策であると考えております。

つきましては、今後も JR 東日本との協議において、列車本数の見直し、直通運転の検討、地域ニーズを反映したダイヤ改正など、具体的な改善に向けた働きかけを継続していただきますよう、お願いいたします。

④ 県内主要都市における LRT 導入への取り組み

2023 年 8 月に開業した芳賀・宇都宮 LRT は、地域の交通利便性向上や都市間連携、さらには環境に配慮した次世代型公共交通として大きな注目を集めております。こうした動きは、持続可能な地域社会の構築を目指す上で、他の地方都市にとっても大きな参考事例であると考えております。

本県においても、水戸市やつくば市をはじめとした主要都市では、慢性的な渋滞や交通集中が課題となっており、高齢化の進行や交通弱者への対応、都市の回遊性の向上といった観点からも、LRT 導入を含む新たな都市交通の可能性について、引き続き検討を進めていただきたいと考えております。

県におかれましては、LRT が持つ輸送力・定時性などの利点とともに、整備費用や自動車交通への影響といった課題も踏まえつつ、まずはまちづくりの主体である市町村において、既存の公共交通機関の状況を踏まえた議論が必要であるとのご見解を示されており、そのご判断は理解するところです。しかしながら、LRT 導入は市町村単独では調査・実現が困難な側面も多く、今後、県としても導入可能性の検討に必要な情報提供や技術的助言、他地域事例の共有などを通じて、市町村の検討を後押しする役割を果たしていただきたいと考えております。

ついては、LRT に限らず、将来的な公共交通のあり方に関する広域的な視点から、県が引き続き積極的な情報収集と検討を行っていただきますよう、要望いたします。

⑤ 常磐新幹線開通に向けた取り組み

弊会といたしましては、現時点では早期実現が容易ではないことは十分に理解しておりますが、それでもなお、茨城県に新幹線が開通することになれば、その経済的波及効果は計り知れず、何よりも「新しい茨城」を全国に向けて力強く発信できる象徴的なプロジェクトになるものと確信しております。

新幹線誘致については、整備ルートや費用負担、国の整備方針など多くの課題が伴うことから、長期的視野に立った取り組みが必要となります。しかしながら、将来を見据えた県の交通戦略の中において、新幹線の可能性を排除することなく、国の政策動向や周辺自治体の動きも注視しながら、粘り強く検討を重ねていただくことが重要であると考えます。

については、今後とも、機会をとらえて関係機関との連携や情報収集を継続し、将来的な整備構想に向けた土台づくりに取り組んでいただきますよう、引き続き要望いたします。

(5) 県内バス路線の維持・拡充への支援

本県においては、自家用車を利用できない高齢者や学生にとって、バスをはじめとする公共交通は日常生活に欠かせない移動手段であり、今後の高齢化や免許返納の増加を踏まえても、その重要性はますます高まると考えております。また、企業の立地判断にも、マイカー以外の通勤手段の有無が影響を与えており、地域経済の視点からも公共交通の確保は不可欠です。

県におかれましては、幹線・生活バス路線への支援や、地域公共交通計画の策定、運転士不足対策への取り組みなど、公共交通の維持・強化に向けた取り組みを進めておられることを評価しております。一方で、運転士不足や利用者減少など、現場では厳しい状況が続いており、引き続き実効性ある支援の継続と拡充をお願いいたします。今後も、高齢者や学生、免許返納者など誰もが安心して暮らせる地域交通を守るため、県として交通事業者や市町村と連携し、持続可能な公共交通の確保に向けた取り組みを進めていただきますよう、要望いたします。

① 社会インフラとしてのバス路線の維持・拡充

県におかれましては、幹線バス路線や過疎地の生活バス路線に対する支援に加え、デジタル技術の活用やスクールバスなどの地域輸送資源を活かした取り組みを進められており、さらに「茨城県地域公共交通計画」の策定を通じて、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた方向性を明示されたことを高く評価しております。また、自動運転バスの導入に向けた先進的な取り組みが境町やひたち BRT で展開されていることも、今後の交通課題の解決に資するものとして大いに期待しております。

一方で、バス運転士の深刻な人材不足により、路線の減便や廃止といった影響が県内各地で顕在化しており、社会インフラとしてのバス路線の安定的な運行が危機にさらされている現状も見逃せません。こうした状況を受け、運転士の確保・育成に向けた支援体制のさらなる強化が求められます。

については、県民誰もがマイカーに依存せずとも安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、今後もバス路線の「社会インフラとしての持続的な維持・拡充」を図っていただきますよう、強く要望いたします。

② 交通弱者が不便無く暮らせる AI 運行バス導入等の支援体制の確立

本県においては、少子高齢化の進行に伴い、自家用車を利用できない高齢者や障がい者、学生など、いわゆる交通弱者の移動手段の確保が大きな課題となっています。特に、運転免許の自主返納を希望する高齢者からは、「買い物や通院が困難になる」との声が多く寄せられており、マイカーに代わる移動手段の整備は喫緊の課題です。

近年では、異なる交通手段を統合する MaaS が全国的に注目を集めております。また、本県内でも水戸市や土浦市においてシェアサイクルの導入が進められているほか、高萩市、大子町、常陸太田市、五霞町などでは、AI 運行バスや AI 乗合タクシーの導入が進んでおり、こうした取り組みは、交通弱者に対する柔軟で効率的な移動支援策として高く評価できるものです。あわせて、県が実施している「新たな移動サービス導入等支援事業」により、先進的な交通サービスの導入が促進されていることは、大変心強いものと受け止めております。一方で、これらの取り組みが特定の地域に限られず、県内全域、特に交通空白地が多く存在する中山間地域にも広がっていくためには、制度の継続性と安定性の確保が不可欠です。また、導入を検討する市町村が、実証段階から本格導入に至るまで一貫して取り組めるよう、より柔軟かつ実効性のある支援体制の確立が求められています。

弊会アンケート調査においても、デマンドタクシーのような小回りの利く交通手段を求める声が多数寄せられており、ニーズの高さがうかがえます。つきましては、交通弱者が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、シェアサイクル、AI 運行バス、デマンドタクシー等の新たな移動サービスの導入支援制度について、安定的な運用とさらなる拡充を図るとともに、導入に必要な財政的・技術的支援の強化を要望いたします。

3. 産業の活性化にもつながる行政サービスの更なる向上について

(1) 申請書類・手続きの簡素化・統一化

県におかれましては、申請様式のダウンロードサービスやオンライン申請化の促進等進めていただき感謝しております。一方で、依然として更なる効率化を求める声も多数寄せられています。事務手続きの煩雑さは、企業の生産性の停滞を招くことから、以下の取り組みを要望いたします。

① 各種許認可や入札申請時の提出書類の簡素化と共通化

昨年度に引き続き、本年度の弊社アンケート調査におきましても、提出書類の簡素化および様式の共通化を求めるご意見が多数寄せられております。

県におかれましては、物品調達等競争入札参加資格申請について、令和3年6月より「いばらき電子申請・届出サービス」を通じた電子申請を開始し、就業規則など一部添付書類の提出を不要とするなど、提出書類の簡素化を実施していただいております。さらに、令和5年4月には登記事項証明書等の添付書類の電子提出が可能となり、同年10月からは「変更届」「承継申請」「営業種目変更申請」の電子申請も開始されるなど、電子化が着実に進められています。昨年度4月からは「有効期限の更新手続き」についても電子申請が開始され、すべての申請手続きが電子化されたところです。また、建設工事および建設コンサルタントの入札参加資格申請においても、登記事項証明書や納税証明書の写しでの提出を認めるなど、簡素化の取り組みが進められており、県内39市町村と共同で入札参加資格の受付を行うことで、提出書類の共有化にも取り組まれています。こうした取り組みに敬意を表しますとともに、引き続き、ICTの活用による業務の効率化と県民生活の利便性向上のため、電子化を含めた手続きの一層の簡素化・共通化を要望いたします。

② 市町村における申請書類の共通化への取り組み

各種申請手続きを簡素化するうえでは、県および各市町村における申請様式の共通化が不可欠であると考えます。たとえば千葉県では、県が統一的なシステムを構築し、申請書式や申請期限の統一化を図ることで、申請者の利便性向上と行政事務の効率化が進められていると伺っております。本県においても、平成16年5月より、インターネットを利用して各種申請や届出を行うことができる「電子申請・届出サービス」を県内全市町村と共同で運用されており、利便性の向上に寄与しているものと承知しております。また、第2次県総合計画「『新しい茨城』への挑戦～」においても、「スマート自治体の実現に向けたデジタルトランスフォーメーションの推進」が掲げられ、行政手続のオンライン化に向けた迅速な取り組みが明記されております。

このような取り組みを踏まえたうえで、今後はシステムの運用にとどまらず、県主導により申請書式・申請期限・提出方法などの県内での共通化をさらに進めていただきますよう要望いたします。国の動向や他県の先進事例も参考としながら、市町村と連携し、事業者や県民の利便性向上と、行政の業務効率化が両立する仕組みづくりを推進されることを期待しております。

(2) 各種制度等の情報提供・広報周知

県におかれましては、様々な補助金・助成金等支援制度に積極的に取り組んでいただいております。中小企業支援の充実にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。一方で、現場の声として、真に支援を必要としている中小企業からは、「申請手続きが煩雑でわかりにくい」「自社が該当する制度がどれか分からない」「相談窓口が分散しており、問い合わせ先に迷う」といった意見が多数寄せられております。

これらの課題を踏まえ、各種制度の使いやすさと、より効果的な活用促進を図るため、以下の点について要望いたします。

① タイムリーな情報提供への取り組み

各種制度の新設や更新にあたっては、企業側が制度を適切に活用できるよう、タイムリーかつ分かりやすい情報提供・広報周知が重要であると考えます。県におかれましては、「中小企業・小規模企業支援施策活用ガイドブック」の作成や県ホームページでの掲載、市町村・産業支援機関・商工関係団体への周知など、支援情報の提供に努めていただいております。また、各制度の申請支援については、商工会・商工会議所等を通じて対応いただいていると承知しております。

弊会アンケート調査においては、「実態として、中小で県をはじめとする行政の制度を利用する際の条件を把握、理解することが難しいと考えている。もう少し地域中小企業でも利用可能な制度は丁寧な説明が必要。」といった声も寄せられています。つきましては、助成金等の新設・更新時においては、制度の概要や申請方法、要件の変更点などについて、より迅速で丁寧かつ分かりやすい周知を徹底していただきますよう要望いたします。加えて、新聞・ラジオ等の報道機関の活用や、専門家・相談窓口を通じた周知の強化も含め、より広範かつ確実に情報が届く手段の多層的な展開をお願いいたします。また、インボイス制度（適格請求書等保存方式）のように、国の制度変更により中小企業に直接的な影響を及ぼす事項についても、取り残される企業が生じないように、早期かつ丁寧な情報提供・広報周知を推進していただきますよう、併せて要望いたします。

② 「中小企業・小規模企業支援施策活用ガイドブック」の県内企業への周知

県にて策定された「中小企業・小規模企業支援施策活用ガイドブック」につきまして、国・県等による支援制度が横断的に整理されており、キーワード索引の付与や掲載情報の体系化など、利便性・実用性の面で大きく向上しているものと評価しております。県ホームページのほか、県信用保証協会のホームページへの掲載、さらにはメールマガジンの配信など、多様な手段を通じて周知に努めていただいていることにも感謝申し上げます。

一方で、弊会アンケート調査においては、「補助金などの広報と利用しやすい制度設計を望む」といった声も聞かれており、支援制度の有効な活用に向けた情報到達の面で、なお改善の余地があると感じられます。

支援策の整備やガイドブックの内容の充実に加え、制度を必要とする企業に確実に情報が届き、活用されるような仕組みが伴ってこそ、こうした取り組みが真に実効性を持

つものと考えます。そのため、今後は県広報紙「ひばり」などの広報媒体や、SNS、報道機関等の活用を一層強化するとともに、県内企業と日常的に接点を持つ関係機関や団体との連携を通じて、ガイドブックの存在と活用方法についての認知をさらに高めていただくことを要望いたします。また、制度を紹介する説明会や相談会などの機会においても、併せてガイドブックを紹介いただくことで、より多くの事業者に対して実際の活用につながるような働きかけをお願いいたします。こうした取り組みを通じ、県内企業の支援制度活用が促進されることは、ひいては地域経済の活性化にもつながるものと期待しております。

(3) 各自治体行政窓口の機能強化

県におかれましては、行政窓口の利便性向上にご尽力いただいております、特に土日対応の実施など、県民や企業に寄り添った取り組みが進められていることに対し、深く敬意を表します。

一方で、依然として県内企業からは、「各種申請や書類交付の際、平日の日中にしか対応できない窓口が多く、業務を止めて手続に出向かざるを得ない」「書類の不備で再来庁を求められるなど、効率性に課題を感じる」といった声が多く寄せられております。これらは特に、限られた人員で運営されている中小企業や個人事業者にとっては、業務負担や時間的制約として切実な課題であると受け止めております。

こうした実情を踏まえ、今後は、行政窓口におけるさらなる利便性の向上と手続きの効率化に向けた具体的な取り組みを一層推進していただくことを要望いたします。具体的には、対応時間や曜日の柔軟化、オンライン申請・事前予約の仕組みの拡充、書類提出時のガイド機能の強化など、利用者の立場に立った改善の積み重ねであると考えます。今後とも、より利用しやすい窓口環境の構築にご尽力いただきますよう、お願いいたします。

① 各種証明書取得における電子申請・交付の促進とセキュリティの強化

現在、インターネット上において提供されている「電子申請・届出サービス」により、県および市町村の各種届出が一元的に取りまとめられ、企業や県民が24時間365日、場所を問わず手続を行える環境が整備されてきております。その利便性は年々広がりを見せており、電子申請の利用が県内企業に着実に浸透してきていることを実感しております。

一方で、引き続き県内企業からは、行政手続きのさらなる簡素化とオンライン化を求める声が多く寄せられております。特に、オンラインでの申請が可能な手続が一部にとどまっていることに対しては、改善の余地があるとの指摘もあります。県では、対応可能な全ての行政手続について電子化が完了していると伺っておりますが、国の法令等が障壁となっている手続や今後新たに発生する申請項目についても、オンライン化の見通しや対応状況について丁寧な情報提供をお願いいたします。

また、電子申請の普及とともに、情報セキュリティへの懸念も高まっております。県におかれましては、高度なセキュリティ対策や定期的な監査を実施しておられると承知しておりますが、近年のサイバーセキュリティ問題を踏まえ、より一層の強固な対策と

継続的な改善を講じていただくことで、利用者の安心感を高め、電子申請の利用促進にもつながるものと考えます。

② 各自治体行政窓口の利便性向上・完全デジタル化の実施に向けた取り組み推進支援

法人印鑑証明書や登記事項証明書は法務局、納税証明書は各自治体の窓口といったように、申請に必要な書類ごとに取得場所が異なるため、地域によってはそれぞれの機関が遠方に分散しており、書類の準備自体が大きな負担となっているのが現状です。こうした負担は、特に中小企業や個人事業者にとって深刻であり、手続の簡素化や一元化を望む声が多く寄せられています。

国においては、行政手続きの簡素化 3 原則の一つとして「行政手続きの電子化の徹底」を掲げているものの、現時点ではオンラインで完結できる手続きは限定的であり、申請の負担が依然として企業活動の妨げになっているとの懸念も広がっております。

一方で、県におかれましては、県が所管するすべての行政手続について、令和 2 年末までに電子化や押印の廃止に対応されたこと、さらに立会人型電子契約の導入や、申請画面の改善など、利便性向上への取り組みを先進的に進めておられることに対して、深く敬意を表します。今後は、国制度が障壁となっている手続きについても、法令改正の動向を踏まえながら、関係機関と連携して随時対応を進めていただくことを要望いたします。

また、こうした電子化推進の一方で、デジタル技術の利活用が困難な高齢者や一部事業者を中心に「デジタル格差」の問題も顕在化しており、これへの対応も不可欠です。デジタル庁の創設を契機として、今後さらに行政のデジタル化が加速することが見込まれますが、誰ひとり取り残さないデジタル化の実現に向け、対面・電話等のアナログ支援の継続、スマートフォン操作などに関するセミナーの開催、そして直感的に使いやすいユーザーインターフェースの開発など、今後ますます高齢化が進む中で、多様なニーズに対応した環境整備をあわせて推進していただくよう要望いたします。

③ 県ホームページのユーザビリティ・アクセシビリティの向上

県のホームページにつきましては、各種情報の提供や申請手続きの案内など、県民にとって重要な情報発信の窓口として活用されております。一方で、弊会アンケート調査においては、「必要な情報にたどり着きにくい」といった声が多く寄せられており、利便性の面でいくつかの課題が見受けられます。

具体的には、トップページの情報が整理されておらず目的のページを探しづらい点、メニュー表示や文言がわかりにくい点などが挙げられます。また、電子申請や様式ダウンロードに関する導線が複雑であることも、利用者にとって大きな負担となっております。こうした点は、特に高齢者や ICT に不慣れな方々にとって、県のホームページ利用を困難にし、行政サービスへのアクセスに支障をきたす恐れがあります。さらに、条例や規則などを調べる際に、関連文書が多数存在し、目的の内容に到達するまでに時間と手間を要するとの声も寄せられております。この点については、近年注目されている生成 AI の技術を活用し、利用者がキーワードを入力するだけで、関連する条例や手続きに関する情報を瞬時に提示できるような仕組みの導入を検討いただきたく存じます。これにより、情報検索の効率化が図られ、特に法制度に不慣れな県民でも必要な情報に迷わずアクセスできる環

境の整備が期待されます。加えて、ホームページは県民全体に向けた情報提供の基盤であることから、利用者の障がいの有無やその程度、年齢、利用する端末や環境にかかわらず、あらゆる人々が支障なく情報にアクセスできるよう、アクセシビリティの確保・向上に向けた一層の配慮と改善が求められます。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが公平に行政サービスを享受できる情報環境の実現を強く要望いたします。

つきましては、県民が誰でも容易に必要な情報を得られるよう、ホームページの構成やデザイン、検索機能、表記内容、申請ページへの導線等について、ユーザー目線での見直しと改善を強く要望いたします。また、生成 AI を活用した条例検索機能など、新たな技術導入による利便性向上と、アクセシビリティの観点からの対応についても、積極的な検討をお願いいたします。今後も、すべての県民が安心して利用できる情報環境の整備に向けた、県の主体的な取り組みを期待しております。

4. 「地方創生」実現に向けた要望について

(1) 県内定住・県外からの流入の促進

日本全体で人口減少に歯止めがかからない中、当県においても例外ではなく、人口が増加している一部の市町村はあるものの、令和7年1月1日現在の県全体の人口は2,806,403人であり、前年同月と比較して17,054人の減少となっております。少子高齢化の進行や若年層の県外流出などの影響により、地域経済や社会保障制度の持続可能性にも大きな影響を及ぼしかねない状況が続いております。

このような現状を踏まえると、「当県への新しい人の流れをつくる」取り組みは、もはや選択肢ではなく、喫緊かつ最優先の課題の一つであると認識しております。人口減少の克服に向け、定住人口の増加と地域活力の維持・向上を目指すための、より一層の施策展開をお願いいたします。

① 県外からの大学生誘致・増加に繋がる学部・学科の設立や大学の誘致

第2次茨城県総合計画において掲げられている「新しい人財育成」の方針のもと、「魅力ある教育環境の整備」が進められていることに敬意を表します。令和6年度には茨城大学および茨城キリスト教大学で新たな教育課程が開設され、令和7年度には筑波技術大学に「共生社会創成学部」が設置されるなど、社会のニーズに応じた学びの機会が広がっていることを高く評価いたします。しかしながら、近年の急速な社会変化やコロナ禍の影響により、教育の在り方も大きく変わりつつあります。オンライン教育の普及によって学びの柔軟性が求められる一方で、大学間の学生誘致競争は激しさを増しており、学問内容のみならず、教育手法や学習環境の先進性も問われています。県外からの学生を惹きつけるには、時代のニーズを反映した魅力ある学部・学科の設立と、柔軟な教育体制の構築が不可欠です。

大学の新設や誘致には、少子化や都市部集中、国の制度的制約といった課題が伴うことは承知しております。それでもなお、「県内に魅力的な大学がないために若者が県外へ流出し、そのまま戻ってこない」といった地域の声は根強く、将来にわたる地域の活性化や人口定着に向けて、大学誘致の重要性は一層高まっています。特に医療人材の確保という観点からは、医科大学や看護系専門学校の充実が不可欠です。医科大学の新設が国の規制により困難である現状を踏まえつつも、引き続き規制緩和に向けた働きかけを進めるとともに、医科大学の県内キャンパス誘致など、実現可能な方策を検討していただきたいと思います。また、グローバル化への対応として、海外大学・大学院の誘致もご検討いただければ幸いです。こうした連携は県内学生の選択肢を広げると同時に、地域の国際化や交流の促進にも寄与し、地域の新たな魅力となり得ます。

以上、県外からの大学生誘致と地域の将来を見据えた学びの環境整備に向け、引き続き積極的なご対応をお願いいたします。

② 県内学生・生徒等に向けた茨城県の魅力を学ぶ機会の拡充への取り組み

魅力あるまちづくりを進める上で、教育の果たす役割は極めて重要です。特に、自らが暮らす地域の魅力や価値を子どもたち自身が理解し、誇りを持つことは、地域への愛着や将来的な定着の基盤となります。この点において、県教育委員会が作成した世界史

補助教材『世界の中の茨城』が多くの県内高校で活用されていることは、茨城の魅力を学ぶ機会の拡充につながる有意義な取り組みであり、これまでの努力に深く敬意を表します。今後は、このような取り組みを高校段階にとどめず、小・中学校へも段階的に広げていくことで、より早期から地元への関心を高め、郷土を学び直す意識が育まれるような学習機会の充実を推進していただきたく存じます。

また、茨城大学で展開されている「茨城学」のように、地域をテーマにした学際的な学びの継続と、その成果を地域社会や若年層へ波及させる仕組みづくりも重要です。さらに、大学においては観光やホスピタリティ分野に関する教育・研究を強化し、茨城の魅力を県内外へ発信できる人材の育成にも注力していただきたいと考えます。

教育と地域経済を結びつけ、地域資源を活かした人材育成が地域活性化の原動力となるよう、今後も学びを通じた地域の魅力発信と人づくりの両面からの取り組みを、引き続き強化していただくことを期待いたします。

③ 若年世帯や県外からの移住者に対する住居確保への支援強化

県内人口の減少に歯止めをかけるためには、若年層の県内定住を促進することが不可欠であり、とりわけ県外からの若年世帯や就業希望者の移住促進は、重要な施策の一つと考えます。近年は、東京一極集中の是正やリモートワークの普及により、地方移住への関心が高まっており、県にとっても積極的な受け入れ環境の整備が求められています。中でも大きな課題となっているのが、移住希望者の「住居の確保」です。特に中小企業に雇用される若年層にとっては、企業側の住宅支援が限られており、移住に踏み出す上での障壁となっています。

このような中、県におかれましては、移住支援金制度を通じた東京圏からの移住・就業促進、さらにはテレワーク活用者への支援対象拡大など、先進的な取り組みを進めていただいていることに感謝申し上げます。移住定住ポータルサイトや空き家バンクを通じた情報発信も、移住希望者にとって有益な施策であると評価しております。今後は、こうした既存制度をさらに発展させ、若年世帯や移住希望者の多様なライフスタイルに応じた住居支援の強化を図っていただきたく存じます。具体的には、住宅確保に関する情報提供の充実、子育て世帯やテレワーカー向け住宅支援の拡充、共同住宅や企業寮の整備促進、空き家バンクの利便性向上などが求められます。

また、一度就職などで県外へ移り住んだ若者が、一定の技術や経験を身につけた後に茨城へUターンしやすくなるような支援策の充実も重要です。具体的には、Uターン希望者向けの住宅支援、仕事と住居の同時紹介、地域企業とのマッチング支援など、実務経験者が安心して戻ってこられる環境づくりが求められます。

住まいや就職先斡旋の支援を通じて、移住やUターンのハードルを下げ、若者・若年世帯の定着につなげる施策の一層の推進をお願いいたします。

④ 魅力や活気が溢れる街づくりへの支援

長期的に県内定住人口を増やすためには、交通インフラや行政サービス、教育の充実に加え、レジャーやショッピング、地域文化を含めた暮らしの多様な側面において、魅力と活気に溢れた街づくりを推進することが不可欠です。

当県では、従来から自動車が移動手段として生活の中核を担っており、今後は 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）など次世代自動車の普及がより一層加速すると見込まれています。この流れの中で、EV 充電設備や水素ステーションなどの燃料供給インフラを早期かつ計画的に整備することは、生活利便性の向上とともに、環境負荷の低減や都市イメージの向上にもつながり、本県の魅力を高める施策の一つとして極めて重要です。

今後は、民間事業者との連携をさらに深めながら、住宅地や商業施設、観光地など日常利用と交流の両面に配慮した配置を計画的に進めることで、県内外から選ばれる“次世代にやさしい地域”としての価値を一層高めていただきたく存じます。引き続き、県民の暮らしの質向上と環境・社会課題への対応が両立する施策の推進をお願いいたします。

（2）人口減少社会に対応した少子化対策

人口減少の克服に向けては、移住・定住の促進とあわせて、少子化対策への着実な取り組みが極めて重要な課題であると考えます。令和 6 年の全国の出生数は 68 万人となり、9 年連続で最少を更新する深刻な状況となっており、出生数の減少に歯止めをかけるには、子どもを安心して産み育てられる社会環境の整備が急務です。

弊会におきましても、ベビーファースト運動に賛同し、「子育て世代が生まれくる赤ちゃんの幸せな未来を信じ、子どもを産み育てたくなる社会の実現を目指します」との宣言のもと、仕事と家庭の両立支援、育児休業の取得促進、労働時間の短縮などを通じた子育て時間の確保に取り組んでおります。民間としてできることを進める一方で、行政と連携し、社会全体で子育てを支える仕組みづくりが求められると感じております。少子化対策においては、保育や教育だけでなく、妊娠・出産を支える医療環境の整備も欠かせない要素であり、とりわけ若年世代が県内に定住し、安心して結婚・出産・子育てができる環境をさらに充実させていくことが必要です。

今後とも、県におかれましては、「日本一、子どもを産み育てやすい県」の実現に向け、関係部局が連携しながら、住まい、医療、保育、働き方支援などを含めた多面的な取り組みを着実に進めていただけますよう要望申し上げます。

① 子育て世帯への経済的支援体制の強化

少子化の大きな要因の一つとして、若年世代における経済的負担の重さが挙げられており、特に子育てにかかる費用が将来への不安や出産への躊躇につながっているとの声が多く聞かれます。県におかれましては、医療費助成制度「マル福」や、幼児教育・保育の無償化、第 3 子以降の 3 歳未満児に対する完全無償化など、段階的に施策を充実させていただいていることに敬意を表します。

さらに、児童手当についても、令和 6 年 10 月から支給期間の高校生年代への延長、所得制限の撤廃といった制度改正が行われるなど、子育て世帯への継続的な支援が進められていることを評価しております。こうした取り組みにより、一定の負担軽減が図られてきたものの、依然として子育て世代にとっては教育費や生活費などの継続的な出費が

大きな負担であることに変わりはありません。また、学校給食費の無償化を含めた負担軽減策を求める声がある一方で、弊会のアンケート調査において、「給食無償化はありがたいが、予算ありきで本来取るべき栄養価が取れないのは問題。物価上昇に応じた予算を組んでほしい。」といった声が寄せられており、国や経済状況の動向を注視しつつ、可能な範囲での支援拡充に向けて前向きにご検討いただけますようお願いいたします。

② 保育施設の充実への取り組み強化

子育て世代の支援および労働力人口の確保という観点から、保育環境のさらなる充実は引き続き重要な課題であると考えております。県におかれましては、これまで市町村と連携しながら計画的な保育施設の整備を進め、15年間で1万5千人を超える定員枠の拡大が図られていることに加え、待機児童の大幅な減少にもつながっていることに深く感謝申し上げます。

一方で、保育ニーズの多様化が進む中、通常の保育施設の整備だけでなく、働く保護者が柔軟に利用できる選択肢の拡充も求められています。また、保育園から小学校に進学した後の学童期においても、放課後児童クラブ（学童保育）の利用が増加する一方、開所時間が保護者の勤務時間と合わずに利用に制約があるとの声も寄せられています。市町村の取り組みが中心ではありますが、県におかれましても、引き続き市町村との連携のもと、受入れ体制や開所時間の充実についてご支援をお願いいたします。

さらに、病気や急な予定変更などに対応する病児保育・一時保育のニーズも依然として高く、就労を続けながら子育てを安心して行える環境づくりの観点から、これらの制度についての周知と、必要に応じた市町村への働きかけを継続していただきたく、今後とも、待機児童ゼロの継続を目指すとともに、多様化する保育ニーズに対応した柔軟な保育・学童環境の整備を進めていただけますよう、要望申し上げます。

③ 地域の未来を拓く教育政策の充実

近年、人口減少と都市部への若年層の流出が進む中で、地域の持続可能性が問われています。地方創生を実現するには、地域経済やインフラ整備に加えて、何よりも地域の未来を担う人材の育成が不可欠です。そのため、教育の果たす役割がますます重要になっています。学校教育の現場においては、児童・生徒が地域の魅力や課題を理解し、誇りと愛着を持って将来地域社会に貢献できる力を育てる教育への転換が求められています。特に、地元産業や文化・自然と連携した体験学習や探究的な学びの機会を充実させ、「学びが地域とつながる」実感を育むことが、将来的なUターン・Iターンの促進にもつながると考えます。さらに、公教育（公私含む）においては、日本の歴史や伝統文化、国としての歩みを学ぶことで、県民としてのみならず、日本国民としての誇りと尊厳を確立する教育の充実が不可欠です。日本人としての主体性を持ち、海外の人々に敬意を払いつつ対等に関わることでできる人格形成が、これからのグローバル時代にこそ必要とされています。

加えて、教育制度全体のあり方についても再考が必要です。中高一貫校の設置拡大が進む中で、弊会アンケート調査においても、「公立中高一貫校の数が全国1位であるこ

とを、積極的に県外にも広報し、県内への流入を促進してほしい」という声がある一方で、「一貫校の枠を増やしすぎることにより、学力的・経済的に対応しづらい家庭の選択肢が狭まることを懸念している。教育においては多様な再チャレンジの機会が確保されるべき」との声も挙がっております。高校段階から新たに目標を見だし、努力によって進路を切り拓ける機会の維持が強く望まれます。すべての生徒が、過去の結果にとらわれず将来に希望を持てる教育制度の構築が必要です。

自分たちのまちを誇りに思い、日本人としての自覚と責任を持ち、主体的に未来を切り拓ける子どもたちを育てるための教育政策のさらなる充実を、強く要望いたします。

④ 不妊治療に対する助成事業の充実

不妊治療における体外受精や顕微授精への医療保険適用により、経済的な負担は一定程度軽減されたものの、治療に伴う心理的・身体的負担や、通院・両立の困難さといった課題は依然として残されています。出産を希望する夫婦が安心して治療に向き合えるよう、引き続き、助成支援の充実と併せて、相談体制や情報提供の強化をお願いいたします。

県におかれましては、市民公開講座の開催や不妊専門相談センターの設置など、啓発と支援に取り組んでおられることに敬意を表します。今後は、これらの制度や支援内容がより多くの当事者に届くよう、相談窓口の周知や情報発信の工夫もあわせて進めていただければと存じます。また、少子化対策を支える基盤として、産婦人科・小児科の医療体制の確保も不可欠です。県内ではこれらの診療科の医療機関数が長期的に減少傾向にあり、地域における妊産婦・子どもに対する医療提供体制の維持に不安の声も上がっております。県においては、第8次保健医療計画に基づく医療機能の集約化や医療圏域での連携を推進されていると承知しておりますが、あわせて、若手医師による新規開業や継続的な開業支援といった地域医療の担い手づくりにも、長期的な視点からご配慮をお願いいたします。さらに、令和4年4月には、「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業を認定する「くるみんプラス」制度が創設され、企業における理解と支援の気運も高まりつつあります。県におかれましては、これまでも認定企業の増加に向けた広報を実施いただいておりますが、引き続き、両立支援に取り組む企業への情報提供や好事例の紹介など、認定取得を後押しする取り組みを継続していただければと存じます。

⑤ 「いばらき出会いサポートセンター」を中心とした成婚支援

県におかれましては、「いばらき出会いサポートセンター」を中心に、結婚を希望する若者への支援を積極的に展開されており、スマートフォン対応・AI機能を備えたマッチングシステムの導入や、「マリッジサポーター」や「出会い応援団体」等、地域ぐるみでの支援体制の整備に取り組まれていることに対し、深く敬意を表します。令和7年5月1日現在の総会員数は4,088人、令和6年度末の累計成婚数も2,974組と着実な成果が上がっており、また、市町村と連携したイベントを担う「結婚支援コンシェルジュ」の配置など、出会いの機会創出に向けた新たな取り組みも進められていることを高く評価しております。

一方で、若い世代の価値観の多様化や、結婚に対する意識の変化などにより、結婚支援の重要性は今後も継続していくものと考えられます。特に、未婚化・晩婚化の傾向が続く中で、「出会いのきっかけがない」といった若者の声は依然として多く、こうした課題に寄り添った支援が引き続き求められております。弊社アンケート調査においても、「県では『男性余り』が全国トップクラスである。子育てや成婚支援は重要だが、未婚女性を地域につなぎとめる、もしくは呼び込む施策も重要なのではないかと考える。」といった意見もあり、今後もいばらき出会いサポートセンターを核とした支援体制のもと、若者にとって利用しやすく、自然な出会いの機会が創出されるよう、民間のノウハウや地域のネットワークを活かした結婚支援活動のさらなる充実を要望いたします。また、広報やイメージ戦略の強化を通じて、結婚支援に対する親しみや関心を持ってもらえるような取り組みの継続についても、あわせてお願い申し上げます。

(3) 県内観光資源を活用した魅力度向上と県内外への広報強化

当県は、農産物・海産物ともに豊かで、空港・高速道路・鉄道といった交通インフラも整備されており、筑波山をはじめとした豊かな自然環境や、歴史ある地方都市、伝統文化など、他にはない多様な地域資源に恵まれております。加えて、年間を通して寒暖差が比較的小さく、降雪も少なく、自然災害も比較的小さいなど、安全で過ごしやすい生活環境も、茨城県の大きな魅力のひとつであると考えております。

県におかれましても、第2次茨城県総合計画において「ビジット茨城～新観光創生～」を掲げ、観光を成長産業として位置づけられており、「稼げる観光地域づくり」やインバウンドの取り込みなど、観光振興施策に力を入れておられることに敬意を表します。そうした中で、観光資源を地域経済の活性化へとつなげていくためには、既存の魅力を再発見・再編集し、それを分かりやすく発信・展開していく視点がますます重要であると感じております。今後、これまで以上に観光資源の磨き上げと情報発信の強化、地域内連携による周遊促進、受け入れ体制の充実など、観光施策のさらなる推進に向けた取り組みをお願いいたします。

① 観光イベントや観光拠点の広報・PR強化

県におかれましては、「茨城県総合計画」に掲げられた「魅力発信 No.1 プロジェクト」のもと、メディアやインターネットを通じた情報発信に力を入れておられ、令和6年度におけるメディア掲載実績は3,800件を超え、広告換算額も約206億円に上るなど、県の魅力発信への着実な取り組みに対し敬意を表します。また、観光振興においては、空港や高速道路といった広域交通網の整備に加え、SNSを活用した情報発信、観光マップの配布、近県との連携事業、さらには韓国・台湾などアジア圏を中心としたインバウンド戦略にも積極的に取り組まれており、県内外からの誘客促進に大きな役割を果たしているものと評価しております。

一方で、弊社が実施したアンケートや会員からは、いくつかの課題も指摘されています。たとえば、「筑波山への登山者は年間200万人を超えるものの、周辺地域での観光推進事業が十分に進んでおらず、訪れた観光客が地域内で消費する機会が限られている。周辺に道の駅を整備するなど、蓮根の大産地である特性を活かした食や販売に関する

る啓蒙事業を実施し、県産品 PR に努めてはどうか」といった意見が寄せられております。さらに、「旅行業者やホテル業者が情報を共有すれば飲食店も準備できるはずなのに、その情報が提供されないため「水戸はお店がやっていない」と言われてしまう」、といった具体的な事例も挙げられております。

茨城県は豊富な自然・歴史・食・文化などの「素材」を有する“素材王国”であり、その魅力を時代に合わせた手法で再編集・発信することで、「訪れたい」「住みたい」と思われる地域への一層の飛躍が期待されます。

つきましては、観光資源の磨き上げと広報の両輪による観光戦略の強化をお願いいたします。特に、駅や空港といった人の流れの集積地点において、県の伝統工芸や観光物産品の紹介・販売、観光案内機能を一体的に担う大型案内拠点の設置など、観光客の「最初の接点」をより魅力的に演出するための取り組みについても、ご検討いただきたく要望いたします。

② 新たな観光資源の誘致・発掘への取り組み強化

県におかれましては、「いばらきフラワーパーク」のリニューアルや、「偕楽園・歴史館エリア」における民間提案の活用、さらにデジタルアートイベントの開催など、多角的な観光資源の魅力向上にご尽力いただいております。地域資源の再活用を通じた観光振興の取り組みに対し、深く敬意を表します。

一方、弊会アンケート調査においても、「魅力的な観光拠点（名所、旧跡）や文化施設（美術館や芸術館等）の情報発信が十分でない」といった意見が寄せられています。こうした地域に根ざした資源を守り、次世代につなげていくことは、観光だけでなく、地域経済や文化の持続的な発展にとっても極めて重要です。また、同調査では、「県の関東近郊における優位性は、広大な平地にある」との意見も多く挙げられており、こうした地理的特性を活かして、高品質のテーマパーク施設を誘致・整備できれば、地域としての魅力は飛躍的に高まり、税収や交流人口の増加、県全体の経済波及効果にも大きく寄与するとの期待の声もありました。平地という資源に改めて価値を見出し、将来的な観光戦略の選択肢として、大型集客施設の可能性にも目を向けていくことが重要と考えます。さらに、県が誇る農産物や自然環境、歴史・文化といった地域資源を活かし、「茨城でもこうした体験ができるのか」といった驚きや発見を提供する観光コンテンツの創出や、スポーツ・アウトドア・ワーケーションなど多様なテーマを取り入れた体験型・滞在型観光の推進にも、引き続き取り組んでいただきたく存じます。

今後とも、観光資源の磨き上げと情報発信の強化に加え、地理的・文化的な特性を最大限に活かした施策の展開を通じて、茨城の魅力と地域の活力を高める観光政策を積極的に推進していただけますよう、強く要望申し上げます。

(4) 県内農林水産品・畜産品の販売強化

当県は、農業産出額において7年連続で全国第3位と農業資源が非常に豊富であり、あわせて水産業・畜産業も盛んで、全国でも有数の食品生産県として高いポテンシャルを有しています。その一方で、耕作放棄地（荒廃農地）の面積が、2020年時点で全国2位と高位にあるほか、農山漁村の活力低下や担い手不足、高齢化の進行など、農林水産

業を取り巻く課題も依然として深刻な状況にあります。県が掲げる「強い農林水産業」の実現は、地域産業の持続可能性を高めると同時に、農山漁村地域の活性化や県全体の魅力向上にも資する重要な取り組みであると考えます。

このような観点から、以下の点について、引き続き重点的な施策の推進を要望いたします。

① 農林水産業振興に向けての取り組み

県におかれましては、「農林水産業の成長産業化と未来の担い手づくり」に向け、スマート農林水産業の推進や農林水産物の高付加価値化、法人化や企業参入の支援など多角的な施策に取り組まれており、地域経済や雇用にも貢献する重要な取り組みとして高く評価しております。

その一方で、農業分野では、スマート農機などの導入にかかる初期費用の高さや操作技術の習得など、現場レベルでの課題も根強く存在しており、これらのハードルを越えて本格的な普及を促進していくためには、引き続き、手引きの周知や経営体への伴走型支援、導入に向けた環境整備への支援強化が必要と考えます。また、農業参入等支援センターによる法人化支援や企業の農業参入支援についても、担い手の高齢化・減少が進む中、今後ますます重要性が高まると見込まれることから、今後とも専門家派遣等を通じたきめ細かな支援の継続と充実を要望いたします。林業分野においても、ウッドショック後の国産材への注目を追い風に、若木によるCO₂吸収といった環境面での価値も含め、再造林や高性能機械導入、サプライチェーン整備などを通じた県産材の安定供給体制の強化を一層推進いただきたく、林業経営体のみならず、流通・加工分野、山主への支援についても引き続きご検討をお願いいたします。水産業についても、シラスの鮮度管理・加工品開発、養殖産業の技術革新などに取り組まれているところですが、将来の担い手確保と収益性の向上の観点から、引き続き新たな需要の掘り起こしや地域資源を活かしたブランド化、漁港インフラの整備等に注力していただきたく要望いたします。

② 県内農産物の販路拡大への支援

県におかれましては、メロンの「イバラキング」、梨の「恵水」、「栗」、「常陸牛」、豚肉の「常陸の輝き」の5品目を中心とした農畜産物のブランド化および販路拡大に、戦略的かつ多角的に取り組んでいただき、東京中央卸売市場における県産青果物のシェア21年連続1位、さらに令和6年度には農産物輸出額が前年度比181%となるなど、大きな成果が見られることに感謝申し上げます。

今後とも、高級店や専門店との連携、メディア・SNSを通じた効果的な情報発信、さらにはジェトロ茨城との連携による海外販路の安定化・拡大等を通じて、本県産農畜産物のブランド力向上と販路の更なる拡大を推進いただきたく存じます。あわせて、こうしたブランド製品の品質維持と安定供給の実現に向けた生産体制の強化、必要な施設・機器の導入支援についても、引き続きのご支援をお願いいたします。

5. 安心安全なまちづくり実現に向けての要望について

(1) 住み良い環境整備への取り組み強化

県民が安心・安全に生活できる環境を整備することは、地域への愛着や定住意欲を高める上で極めて重要であり、特に首都圏への一極集中のリスクが顕在化する中、本県の住環境整備が県外からの人の流入にも繋がると考えます。

また、人口減少に伴い都市の空洞化や空き家の増加といった課題も深刻化しており、地域の防災力や治安、日常生活の利便性の確保に加え、空き家の適切な利活用や除却、地域コミュニティの維持・再生といった面からも対策が急務となっております。

こうした現状を踏まえ、今後も引き続き、生活インフラの計画的整備や防災・減災に資する環境づくりの推進、空き家対策やコンパクトシティの推進など、住み良く安心できる地域環境の整備に向けた取り組みの強化を要望いたします。

① 交通事故減少に向けての取り組み強化

本県の交通事故発生状況につきましては、令和3年までは減少傾向にありましたが、令和4年以降は死亡事故が増加傾向に転じており、依然として高水準で推移しております。中でも高齢ドライバーによる事故は、深刻かつ喫緊の課題となっております。県におかれましては、各季における交通安全運動の展開をはじめとして、交通安全教育やSNS等を活用した広報活動、高齢運転者を対象とした安全運転教室の実施、安全運転支援機能を備えたサポカーの普及啓発など、多角的かつ積極的な事故防止対策に取り組んでいただいていることに対し、深く感謝申し上げます。

その一方で、信号機のない横断歩道における一時停止率の低さは依然として課題であり、2024年の調査では茨城県が全国でワースト4位とされております。これは交通事故の未然防止の観点からも看過できない事実であり、早急な対応が求められます。特に、本県は道路総延長が全国上位であることから、歩行者の安全確保に向けた取り組みの強化が必要です。県内の全市町村において、歩行者優先の意識を高めるための啓発活動が重要であり、具体的には、分かりやすいパンフレットの作成・配布や、交差点・横断歩道における注意喚起看板の設置などを通じて、交通マナーの定着を図っていただくべく存じます。また、少子高齢化の進行に伴い、運転者層においても高齢化が進んでおり、ブレーキとアクセルの踏み間違い、さらには道路の逆走といった高齢ドライバー特有の事故の増加が懸念されています。こうした事案の抑止に向けては、逆走が発生しやすい箇所に対する注意喚起看板の設置をはじめとして、高齢者に対するサポカーの普及促進、踏み間違いを防止する後付け安全装置の導入支援など、運転支援機能の強化に向けた対策が求められます。さらに、高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を整えるためには、公共交通の利便性向上が不可欠であり、日常生活の移動を支える仕組みづくりが重要です。あわせて、サポカーの購入を支援する制度や、経済的負担を軽減するためのインセンティブの導入など、高齢者が無理なく安全な交通手段を選択できる環境整備をお願い申し上げます。

弊会アンケート調査では、「ながら運転」への危機意識の向上や啓発活動の強化を求める声が寄せられております。あおり運転、信号無視、急な車線変更など、危険運転への対応も含め、運転マナーの改善に向けたさらなる取り組みが必要です。加えて、事故

を未然に防ぐためのハード面の対策も重要です。通学路や交通量の多い幹線道路、大規模交差点における歩道整備や歩車分離式信号機の導入といった、地域住民が安心して通行できる交通環境の整備を、引き続き推進いただきますよう、併せてお願いいたします。

② 犯罪手口・防犯手段の県民への継続的な啓発強化

令和6年中の県内における刑法犯認知件数は、前年比1,327件の増加となり、依然として高い水準にあります。特に自動車盗、住宅侵入窃盗、特殊詐欺などの被害が後を絶たず、県民の間には治安悪化への不安が広がっています。県警察におかれましては、防犯カメラの設置支援、パトロール活動、防犯教育、広報啓発など多角的な防犯対策に取り組んでいただいております、そのご尽力に深く感謝申し上げます。そのうえで、以下の点について、今後さらに継続的なご支援を要望いたします。

まず、犯罪抑止力の高い街頭防犯カメラについては、設置補助制度が終了したと承知しておりますが、市町村による整備を支援するためにも、警察による設置候補地の選定支援や技術的助言を引き続き強化していただきたく存じます。特に郊外部や住宅地、通学路など、都市部以外のエリアにおいても、防犯カメラの整備が十分とは言えず、設置の進んでいない地域に対する支援の拡充が強く求められています。地方における抑止力の確保と安心感の醸成のため、設置台数の拡大と設置地域のバランスを考慮した取組をお願いいたします。

また、自動車、農作物などの盗難対策として、GPSやセンサーなどの導入を後押しする制度設計や、有効な活用事例の共有と横展開により、民間における自主防犯対策をさらに促進していただきたいと考えております。若年層の犯罪関与防止についても、高校・大学等における防犯講話や啓発教材の継続的な配布により、「闇バイト」等への加担を未然に防ぐ教育的取り組みを一層強化していただくことを要望いたします。さらに、通学路や地域の安全確保の観点からは、犯罪の多発する時間帯や地域に即した重点的なパトロールの実施、防犯アプリ「いばらきポリス」の更なる普及促進など、地域住民と連携した未然防止体制の強化が求められます。

弊会アンケート調査においても、「警察官の巡回だけでは地域の安全は保てない。地域の経営者が主体となる“地域警ら予備隊制度”を検討してほしい。地域の安全に貢献したい。」との声が寄せられています。県や関係各所と連携し、取り組んでいくべき問題であるため、地域の安全に貢献したいという意欲ある民間人の力を活かし、地域ぐるみでの治安維持体制の構築に向けた新たな枠組みづくりについても、ご検討をお願いいたします。

県民が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、今後とも警察・自治体・地域が一体となった防犯対策の推進にご尽力賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

③ 県内鉄道主要駅前の再開発への支援

近年、中心市街地の空洞化が進む中、主要駅周辺の再開発を通じて、住民の利便性を高めるとともに、地域の魅力向上を図ることは、県内定住促進や県外からの流入促進の観点からも極めて重要であると考えます。現在、水戸駅前三の丸地区の市街地再開発をはじめ、土浦市、石岡市においても中心市街地活性化基本計画に基づく事業が推進され

ているほか、常磐線沿線の各地では土地区画整理事業が進行しており、コンパクトシティ形成や公共交通ネットワークの拠点整備など、新たな都市づくりの流れが見られることに感謝申し上げます。

こうした取り組みをさらに全県的に波及させていくためにも、駅前を中心とした再開発や特色あるまちづくりへの継続的かつ計画的な支援が不可欠であると考えます。引き続き、沿線市町村に対する技術的助言・情報提供の強化に加え、県としての積極的な関与のもと、駅前エリアの魅力向上と地域の拠点性確保に向けた取り組みを進めていただくよう要望いたします。

④ 老朽化した空き家への対策

人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家の数は年々増加しており、使用目的のない空き家の数は過去 20 年間で約 2 倍にまで増加しています。空き家をそのまま放置することにより、倒壊や景観の悪化、不法侵入などのリスクが高まり、地域の安全や住環境に深刻な悪影響を及ぼすおそれがあり、早急な対策が求められます。

こうした空き家問題は、原則として市町村が主体となって対応すべき課題ではあるものの、その影響は個別自治体にとどまらず、県全体の課題として広域的な視点での対応が必要です。現在、県内各市町村においては「空き家バンク」が整備され、令和 6 年 10 月末時点で 39 市町村に設置され、登録件数も 2,000 件を超えるなど一定の進展が見られるものの、利活用の面では依然として課題が残されています。情報量の不足や利便性の低さ、マッチング機能の弱さなどが指摘されており、空き家が活用されないままの状態が続いています。

一方で、前述の 4. (1) の中で掲げた「③若年世帯や県外からの移住者に対する住居確保への支援強化」は、空き家問題の解決と表裏一体で取り組むべき重要な課題です。特に、若年層の UI ターンや県外からの移住希望者にとって、空き家の利活用がその解決策となる可能性を強く有しています。

こうした観点から、空き家の利活用を「移住促進施策」と連動させ、若年層や子育て世帯などを対象とした空き家活用支援策の強化を図ることが重要です。たとえば、改修費や家賃補助等の支援策の拡充、空き家バンクと移住相談窓口との連携強化、マッチングのデジタル化・自動化、さらには「空家等管理活用支援法人」制度を活用した民間との連携推進などにより、実効性のある空き家利活用の仕組みを構築すべきと考えます。

つきましては、県におかれましても、引き続き市町村の空き家対策を後押しするとともに、UI ターンや移住促進の観点を取り入れた空き家利活用政策の強化、ならびに住居確保支援との一体的な展開を要望いたします。空き家を地域資源として活かし、若年層の定住・移住を促すことで、地域の持続的発展につながる取組が一層推進されることを期待しております。

(2) 地域医療・福祉の充実への取り組み強化

県におかれましては、平成 30 年度から令和 5 年度までを計画期間とする「第 7 次茨城県保健医療計画」に基づき、「活力があり、県民が日本一幸せな茨城」の実現に向けて、保健医療分野におけるさまざまな施策を展開されてきたことに対し、深く敬意を表

します。とりわけ本県では、人口 10 万人当たりの医師数が全国平均を大きく下回っており、全国でも下位に位置する状況が続いています。なかでも、常陸太田・ひたちなか医療圏、鹿行医療圏、筑西・下妻医療圏などでは、全国平均の半分以下という水準にとどまっており、県内で医師の分布に大きな偏在が生じていることが深刻な課題です。一部の医療圏に医師が集中する一方で、地域によっては診療科の維持すら困難な状況が見られ、産科・小児科など専門医の不足とも相まって、地域住民の生活と健康に大きな影響を及ぼしています。医師の確保と適正配置は、県が最優先で取り組むべき喫緊の課題であると認識しております。

平成 30 年 2 月には「茨城県医師不足緊急対策行動宣言」が発出され、県内医師の確保に向けて積極的な対策が講じられてきたこと、また「県民の命を守る地域保健・医療・福祉の充実」や「健康長寿日本一」の実現に向けて施策が推進されていることについて、感謝申し上げます。しかしながら、現場からは、医師だけでなく医療機関自体の不足が深刻な地域もあり、不安の声が強く寄せられています。弊会の会員企業からも、「鹿行地域や県北地域の医療体制の抜本的な強化」を求める切実な声が数多く寄せられている状況です。つきましては、医師の安定的な確保と県内全域における適正な医療提供体制の確立を目指し、地域医療の抜本的な再構築と、誰もが安心して医療を受けられる環境づくりに向けた一層の取り組みを、強く要望申し上げます。

① 医療・福祉体制の充実

医療機関設置の面では、例年、地域における医療機関の不足に対する要望が多く寄せられておりますが、県では、平成 30 年度から、脳卒中等の急性期治療を担う医療機関に対し、MRI や CT 等の医療画像を共有する「遠隔画像診断治療補助システム」の導入を支援し、現在では県内全域の中核的な 38 医療機関において、ネットワークが構築され、実際の活用事例も増加しております。このシステムは、脳梗塞発症時における血栓溶解療法など、緊急性・専門性の高い治療の場面で医療機関同士の連携に活用されているほか、院内でも夜間当直医に対する専門医からの助言などに用いられ、地域の医療体制を補完する有効な手段として機能しています。また、県内の救命救急センターから距離のある地域においては、本県ドクターヘリや他県との広域連携、防災ヘリの補完的運航など、搬送体制の強化が進められていることも評価しております。加えて、オンライン診療についても、初診からの対応が恒久化され、県においては状況の注視と情報提供が行われていると承知しております。

しかしながら、弊社アンケート調査においては依然として、「近隣に救急指定病院や大型病院が少なく、緊急時の医療体制に不安がある」との声が多く、地域医療の高度化、特に救急医療体制のさらなる充実が強く求められております。引き続き、遠隔診療ネットワークの稼働状況や成果の検証、各医療圏内での医療機関の連携強化、診療科の拡大を進めていただくとともに、住み慣れた地域で誰もが安心して適切な医療を受けられる体制のさらなる充実を要望いたします。

また、近年は両親や配偶者等の高齢化に伴い、同居家族が在宅介護を行うケースも増加しておりますが、介護に集中することによる介護者への経済的・精神的な負担は大きく、介護疲れ等による事故の報告も増えております。地域包括支援センターによる相談支援や職員研修、介護サービス事業者への注意喚起等、県において様々な取り組みを行

ついただいていることは承知しておりますが、今後も引き続き、在宅介護者の負担軽減に向けた支援の強化、そして県民への周知の徹底をお願いいたします。

② 医科大学等の県内誘致と医師・看護職員不足の解消への取り組み

医学部に限らず、地域活性化の観点からも、当県への大学誘致の要望は、毎年数多く寄せられております。県におかれましては、医師確保計画における短期的な対策として、小児・周産期や救急医療など政策医療を担う「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科」を設定し、必要医師数の目標を掲げたうえで重点的な確保を進めてこられ、これまでに6病院で20名の医師を確保されたこと、また、県・大学・県内医療機関が一体となって運用されている「医師配置調整スキーム」によって、令和3年度から6年度にかけて47.3名の医師が大学から派遣されていることなど、医師不足解消に向けた積極的な取り組みに感謝申し上げます。中長期的な対策としても、地域枠制度や修学資金貸与制度により、大学卒業後に県内の医師不足地域で勤務する医師の養成が進められており、令和6年4月時点で831名の学生が制度を活用し、そのうち約330名が県内で勤務されているとのことから、今後の成果にも期待しております。特に令和7年度からは、本県地域枠の増員により修学生医師の増加も見込まれており、地域偏在の是正にもつながるものと考えております。

あわせて、医科大学の新設については依然として国の規制が厳しく難しい状況にあると承知しておりますが、県において中央要望や知事会等を通じて規制緩和を働きかけていただいていることにも感謝申し上げます。さらに、修士課程を修了し、通常より幅広い医行為ができる診療看護師については、令和7年4月時点で、養成コースがある大学、大学院は全国でも19校であります。県内にはない状況です。看護師としてのスキルに加えて初期医療の知識・技術を身につけることで、医療現場のタスクシフトや、在宅医療などでの医師不在時の迅速な対応、医師と多職種の橋渡しなどさまざまな役割が期待されている中、修学資金制度、保育所支援、再就業促進など多方面からご尽力いただいております。今後も定着・養成の両面でさらなる推進をお願いいたします。また、医療過疎地域においては、予防の観点に重点をおき、医師がいなくても検査技師で賄える検査センターを設置するなど、高齢者でも身近に検査ができる環境を行政主体での推進をお願いいたします。

近年、薬剤師についても業態・地域の偏在が明らかとなったことを受け、県では第8次保健医療計画に基づき、病院薬剤師の確保目標を定めるとともに、奨学金返済支援や修学資金制度、関係機関との連携による体制強化を進めていただいていることは、地域医療の安定に資するものとして高く評価しております。

つきましては、引き続き、医師・看護職員・薬剤師の確保と地域偏在の是正に向けた国への規制緩和の働きかけを継続していただくようお願い申し上げますとともに、現在の医師確保計画の具体的な進捗状況についても確認させていただきたく、ここに要望いたします。

(3) 自然災害への備えと防災体制の強化

当県においては、平成 23 年の東日本大震災以降、竜巻、豪雪、豪雨、台風など、短期間に極めて多くの自然災害に見舞われてまいりました。加えて、今後発生が懸念される大型地震をはじめとした災害リスクを考慮すると、県民の生命と暮らしを守るための防災・減災対策の一層の強化は喫緊の課題であります。

こうした中、防災・減災対策の充実を求める声は、毎年地域から多数寄せられており、県の重要施策として掲げられている「災害に強い県土づくり」を今後も力強く推進していただくよう、強く要望いたします。

① 自然災害に強い街づくりとインフラの整備促進

県におかれましては、「茨城県国土強靱化計画」等に基づき、各種インフラ整備を進めていただいていることに深く感謝申し上げます。一方で、近年は自然災害が頻発化・激甚化しており、県民の生命・財産を守る観点からも、こうした取り組みの加速とさらなる強化は喫緊の課題であると認識しております。

特に、鹿嶋・神栖地区においては、以前より豪雨時の道路冠水が頻発しており、住民や企業からも継続的に不安の声が寄せられております。県においても「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策予算」を活用し、側溝整備や排水対策を進めていただいていることは承知しておりますが、今後も冠水被害が集中する地域については、優先的かつ計画的な整備を引き続き強く要望いたします。

また、近年多発しているゲリラ豪雨等による内水氾濫への対策として、調整池やポンプ場などの整備が市町村により進められておりますが、事業の実施にあたっては、県からの技術的支援や財政的支援、調整の後押しが不可欠です。市町村単独では対応が難しい案件も多く、引き続き県の積極的な関与と継続的な支援をお願い申し上げます。

さらに、高萩市の一部海岸においては、設置から 50 年以上が経過した海岸堤防の老朽化が深刻な課題となっております。加えて、堤防背後の砂浜においては、長年にわたる砂の堆積により、堤防本来の役割が十分に果たせない状況と認識しており、高潮や高波による越波リスクが高まっています。これらの堆積砂については、海岸が県の管理下にあることから、早急に海側への移動等の対応を講じていただき、堤防の機能維持・強化につなげていただきたく、あわせて強く要望いたします。

こうした地域の実情と近年の社会情勢を踏まえ、自然災害およびインフラ老朽化に備える防災・減災対策を一層強化していただきたく、引き続き計画的かつ効果的なインフラ整備の推進、市町村との連携強化、そして未然防止の観点からの調査・点検・補修の拡充を強く要望いたします。

② 災害発生時の食料・給水・燃料を始めとした支援体制の確立

県におかれましては、災害時の物資集積・配送の拠点として整備された「県央総合防災センター」を中心に、被災地における物資ニーズの把握や、避難所等への効率的な供給体制の構築を進めていただいていることに感謝申し上げます。

また、支援物資の供給に関しては、県備蓄物資や応援協定を締結している民間事業者からの調達により対応し、物資の仕分けや輸送には県トラック協会等の専門的ノウハウ

を活用されていること、さらに令和2年4月からは、国が運用する「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、国・県・市町村が情報共有を図っている点についても、非常に重要な取り組みであると認識しております。

実際に、本年1月の能登半島地震の際には、県央総合防災センターに備蓄されていたブルーシートが被災地に提供されるなど、実効的な支援が行われたことは、迅速な支援体制の成果と受け止めております。

今後、こうした支援体制をより確実かつ柔軟なものとするためには、備蓄物資の充実とともに、民間事業者との応援協定のさらなる拡充が必要であると考えます。また、「物資調達・輸送調整等支援システム」についても、訓練や実践を通じた県・市町村職員の習熟を促進し、災害時における迅速・円滑な物資供給体制の構築を推進していただきますよう、引き続き要望いたします。

③ 災害発生時の各行政機関における連携体制の構築と対策窓口・被害情報の集約化

災害は広域的かつ突発的に発生することが多く、被災自治体においては、膨大な業務への対応が求められる一方で、人員・情報の不足から混乱が生じ、支援の受け入れに窮する状況も想定されます。

県におかれましては、平成30年3月より「いばらき災害対応支援チーム」の運用を開始され、災害対応に精通した県・市町村職員を「災害対応支援員」として事前に登録・研修し、被災地の災害マネジメント支援にあたる体制を構築していただいております。令和元年東日本台風では延べ99名、令和5年梅雨前線豪雨および台風13号では延べ59名の派遣を実施されるなど、実践的な対応が図られてきたことに感謝申し上げます。

また、応急対策職員派遣制度の活用や、広域自治体間の応援協定の締結の推進、さらには防災訓練の実施など、防災体制の強化にもご尽力いただいていることを高く評価いたします。一方で、災害時における情報収集や共有においては、現場状況の変化が激しい中で偏りや遅れが生じることもあるため、県防災情報ネットワークシステムの活用を含めた、迅速かつ正確な情報収集・伝達体制のさらなる強化が必要であると考えております。

つきましては、災害発生時に的確な初動対応を行うため、引き続き「いばらき災害対応支援チーム」や各種職員派遣制度の実効性向上、関係機関との連携訓練の強化、情報収集体制の整備・研修の充実を図っていただきますよう、要望いたします。

④ BCP 普及啓発と県内企業への作成支援

県内企業においても、災害発生時における事業継続の確保は喫緊の課題であり、防災・減災や早期復旧の観点からも、BCP（事業継続計画）や事業継続力強化計画の策定が極めて重要となっております。

県におかれましては、商工会等が中小企業を対象に実施する策定支援セミナーや個別相談会の開催、講習会・広報媒体を通じた制度の周知・啓発、さらに市町村と商工会等が共同で作成する「事業継続力強化支援計画」に基づく支援体制の構築など、策定促進に向けた取り組みを進めていただいていることに感謝申し上げます。こうした取り組みの成果として、令和6年10月末現在で県内における事業継続力強化計画の認定件数が1,605件に

上っていることは評価に値するものです。しかしながら、帝国データバンクの令和6年5月の調査では、県内のBCP策定率は17.2%にとどまり、前年よりも5.7ポイント減少しています。特に中小企業においては、「時間の確保が難しい」「スキルやノウハウがない」「実践的に使える形にできない」といった課題が依然として多く指摘されており、策定が進まない現状に懸念を抱いております。

今後、BCPや強化計画のさらなる普及を図る上では、制度の周知・研修の支援のみならず、策定企業を対象とした実効性ある設備導入支援、国の税制優遇や低利融資制度の積極的な広報、県制度融資の補助拡充など、多面的な支援施策の検討が必要と考えます。また、BCP策定の過程における業務分析は、業務効率化や社内連携力の強化につながり、対外的には取引先・金融機関からの信用力向上にも寄与します。策定が進むことは、企業単体のみならず、地域全体の防災対応力を高め、県全体のレジリエンス強化にも直結するものがあります。つきましては、今後も引き続き、中小企業における事業継続力強化計画・BCPの策定支援と実践的な運用支援を一層強化していただきますよう、要望申し上げます。

⑤ 災害発生時における各地域の民間企業との情報連携強化に向けた防災・減災DXの構築

災害の未然防止および発生時における被害の拡大防止に向けては、行政による対応に加え、地域の民間企業との連携が不可欠であります。県におかれましては、災害時の対応に関し、令和6年12月現在で192の企業と協定を締結し、平時から連絡先や連絡方法の確認を行うなど、協定先との情報共有体制の整備にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。また、災害時には電話回線の輻輳などにより通信手段の確保が困難となることもある中で、県建設業協会や県石油業協同組合などの指定地方公共機関に対して、専用の通信機器を整備し、県防災情報ネットワークシステムや災害情報共有システムによって被害状況や避難所情報の共有を行っている点も、高く評価しております。

しかしながら、こうした情報共有体制をさらに拡充し、有事の即応性を高めるためには、災害協定を締結した民間企業等の保有する重機・車両・資機材などを事前に登録し、災害時に応じて出動要請が可能となるような仕組み、すなわち「災害情報プラットフォーム」の構築が必要と考えます。

現在、国においても総合防災情報システムの構築に着手され、指定公共機関の情報が各行政機関で共有可能となる仕組みが進められているとのことですが、こうした国の動向も注視しつつ、県としても民間企業との情報連携をより実効性あるものとするため、調整・協議を重ねながら、積極的な活用と独自の防災・減災DXの推進を図っていただきますよう、要望いたします。

6. 時事の課題に対する取り組みについて

(1) 最低賃金引上げに対応する企業の負担増への支援

① 最低賃金引上げに伴う企業への影響と支援強化

令和6年度の最低賃金額は、全国加重平均で1,055円となり、政府は2030年代半ばまでに全国平均で1,500円とする目標を掲げております。こうした中で、当県の最低賃金も953円から1,005円へと、過去最大幅となる52円の引上げが行われました。最低賃金の大幅な引上げは、物価高騰による家計の支援という観点では意義がある一方で、価格転嫁が難しい中小企業・小規模事業者にとっては、業績圧迫や雇用調整につながる深刻な課題となっています。特に当県においては、地域経済を支える多くの企業が人件費増加に直面し、人員確保や雇用維持が困難になる事例が増加しています。

こうした状況を踏まえ、県内企業が持続的に最低賃金引上げに対応できるよう、生産性向上や省力化への支援策のさらなる強化を要望いたします。現在、県ではIoT・スマート技術の導入支援や、産業技術イノベーションセンターに整備された「模擬スマート工場」を活用した実証や共同開発等の取り組みが進められておりますが、企業の構造的な体質強化には、これらの施策のより一層の普及と補助制度の拡充が不可欠です。また、2024年度より再開された「いばらき業務改善奨励金」制度は、企業の業務改善を後押しする重要な施策として期待されておりますが、一過性であり、中小企業が賃上げを継続して進めていくには税負担の軽減など、抜本的な制度見直しを視野に入れた施策が求められると考えます。特に、最低賃金引上げに伴う企業の負担を軽減するためには、「上昇負担分の税金控除」を導入するなど、直接的な支援策の検討も重要であると考えます。

引き続き、この制度の継続・拡充を要望するとともに、地域内での活用促進や制度認知の徹底をお願いいたします。さらに、最低賃金引上げに伴う賃上げが進むことで、短時間労働者の「就労調整（いわゆる年収の壁）」が深刻化しており、人材の確保や就労意欲に直接的な影響を及ぼしています。この問題の解消に向けては、政府に対し、働き方に対して中立的な制度への抜本的な見直しを求める強力な働きかけを継続していただくよう、強く要望いたします。加えて、2023年9月に政府が公表した「年収の壁・支援強化パッケージ」については、短時間労働者が安心して働ける環境整備の第一歩として、県としてもこの内容を広く周知し、企業や労働者への制度活用支援を積極的に行っていただくようお願いいたします。

最低賃金引上げによる地域経済・雇用環境への影響が大きい中、現場の実態に即した柔軟かつ実効性のある支援策の展開を、引き続き強くお願い申し上げます。

(2) 新たな産業としてのeスポーツを活用した地方創生に向けた取り組み強化

① eスポーツの定着による県内経済活性化とそれに向けたイメージアップへの取り組み

eスポーツは、年齢や性別、障がいの有無を問わず、誰もが対等に競い合える新たな競技として注目されており、世界的にも急成長を遂げる分野です。茨城県においても、「いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会」の設立をはじめ、企業と学生の交流戦、高齢者向け体験会の開催など、世代を超えた多彩な取り組みが展開されてい

ます。また、人材育成や教育的活用にも積極的に取り組まれており、e スポーツが地域の新たな文化・産業として根付く可能性を感じております。

今後は、こうした取り組みを一過性に終わらせることなく、定期的なイベント開催や企業との連携を通じて、地域に持続的な活力を生み出す仕組みづくりが求められます。加えて、中高年層への理解促進に向けた発信も重要です。

教育、福祉、健康、産業など多分野に波及効果をもつ e スポーツの可能性を活かし、茨城県が引き続き全国の先進モデルとなるよう、さらなる普及と施策の充実をお願いいたします。

(3) 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた情報提供と支援

令和 2 年 10 月、政府は「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」こと、すなわちカーボンニュートラルの実現を目指すことを正式に宣言しました。この実現には、温室効果ガスの排出量削減に加え、森林等による吸収作用の保全・強化を含めた、多方面からの取り組みが求められています。また、2050 年カーボンニュートラルを経済成長と両立させるための産業政策として、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されております。しかし、その実現には、エネルギーや産業構造の大規模な転換、そして官民による大胆な投資と技術革新（イノベーション）の加速が不可欠であり、並大抵の努力では達成できない、長期的かつ挑戦的な課題であると認識しています。

弊会といたしましても、カーボンニュートラルの実現は、持続可能な社会の構築において極めて重要なテーマであると認識しております。あわせて、脱炭素の推進は、短期的には企業や地域社会に一定の負担を強いるものの、長期的には持続可能な成長や新たな事業機会を生む「将来への投資」であり、次世代への責任であると考えております。このような観点から、以下の取り組みについて積極的な支援・推進が図られることを要望いたします。

① 構造の転換を後押しする情報提供及び支援

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、県では「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」や推進協議会の設置をはじめ、企業との意見交換や実行可能性調査、さらには総額 250 億円規模の支援制度の整備など、先進的かつ実効性のある取り組みが進められており、高く評価いたします。加えて、三菱ケミカルとのパートナーシップによるケミカルリサイクルの推進や、茨城大学におけるカーボンリサイクル研究拠点の整備、さらにはアンモニア・水素を活用した広域サプライチェーン構築に向けた取り組みなど、技術革新と地域経済の構造転換を見据えた先導的な動きが展開されていることは、県の大きな強みとなっています。

一方で、弊会が実施した調査によると、多くの中小企業が「脱炭素に向けて何から始めればよいかわからない」「具体的な支援が見えにくい」と感じており、社内に専門人材が不在であるケースも多く見られます。さらに、設備更新や再生可能エネルギー導入に係る初期費用の高さ、CO₂排出量の正確な把握の困難さなど、資金面・技術面での制約が現場への浸透や制度の実効性にとって大きな課題となっています。加えて、近年では大手企業を中心に、取引先に対する温室効果ガス排出量の開示や削減努力の要請が強まっており、

中小企業がそれに応じられない場合、将来的にサプライチェーンからの離脱を余儀なくされるリスクも現実味を帯びてきています。このような状況下において、中小企業が地域経済を支える一員として生き残り、さらには成長していくためには、脱炭素への対応は避けて通れない重要な経営課題となっています。

現在実施されている省エネ診断や補助制度は、極めて有意義な取り組みであるものの、より段階的かつ持続的に支援を受けられる体制の構築が求められます。また、最新技術への注目が高まる一方で、既存の省エネ・低炭素技術の有効活用や、地域内での好事例の横展開も重要です。脱炭素社会の実現に向けては、新旧の技術を適切に結びつけ、あらゆる規模・業種の事業者が無理なく移行できる環境整備が不可欠です。

こうした観点から、脱炭素を経営のチャンスと捉えるための啓発活動の推進や、企業の意識改革を促す定期的な研修会の開催、支援制度の分かりやすい情報提供と利用促進、技術導入に対する継続的な経済的支援、中小企業と研究機関・大企業との連携促進、さらには税制や金融面での後押しなどを通じて、県内すべての企業が主体的に脱炭素に取り組める環境の一層の整備をお願いいたします。

また、県、企業、そして地域が一体となって取り組み、本県が全国に先駆けてカーボンニュートラル先進県として確かな価値を創出されるよう要望致します。

(4) SDGs の推進と普及への支援

① 中小企業の SDGs への理解度向上に向けた取り組み支援

SDGs が国連で採択されてから間もなく 10 年を迎え、現在では政府や自治体のみならず、民間企業においても経営戦略や社会的責任の観点から SDGs への関心が高まっております。しかしながら、県内においては、令和 6 年 6 月時点の帝国データバンクの調査によると、SDGs に積極的に取り組む企業は、調査開始以降で最高水準の 54.5%となりましたが、未だ約半数の企業はその重要性を認識していながらも、具体的な行動に移せていないのが実情です。特に中小企業では、既存の事業活動が実は SDGs の目標と関連しているにもかかわらず、その点に気づいていないケースも多く見られ、取り組みのハードルを高く感じている現状があります。弊会が実施したアンケートでも、「業種別の SDGs 事例を簡単に確認できる仕組みがあれば、取り組みの参考になる」といった声が寄せられており、他社の実践例を通じた気づきや学びを求める声が強くあります。

こうした現状を踏まえ、今後は、SDGs に積極的に取り組んでいる県内中小企業の実例を紹介する講演会やセミナーを継続的に開催し、SDGs に対する理解促進と、自社の活動への紐づけに気づくきっかけの場を提供いたしたく存じます。また、具体的に SDGs 目標を設定し、その達成に向けて活動する企業や地域団体に対する支援策の検討をお願いいたします。SDGs は単なるスローガンではなく、企業の持続的発展と地域の価値向上に直結する取り組みです。県内全体での浸透と実践に向けた後押しを、今後とも強く要望いたします。

(5) 原材料等の価格上昇に対する支援

① 原材料等の価格上昇、労務費高騰の影響を受ける企業への支援

昨今の国際情勢の不安定化の進行を背景に、原材料・燃料・エネルギー・物流等あらゆる調達コストが高騰しています。また、人手不足が続く中、労務費の高騰が今後も継続すると考えられ、県内中小企業の多くが厳しい経営環境に直面しています。価格転嫁が難しい中で、利益を圧迫される企業も少なくなく、今後も継続的かつ多面的な支援が不可欠です。県におかれましては、パワーアップ融資や新分野進出等支援融資における信用保証料補助、特別高圧契約事業者への電気料金支援、さらには各種税制優遇措置等を講じていただいており、資金繰り支援や税負担軽減に対する配慮に感謝申し上げます。また、公共工事における設計単価についても、物価資料の反映や地域別の独自調査、スライド条項の適切な運用など、迅速な対応がなされている点も評価しております。

一方で、弊社会員企業からは、今なお「価格転嫁できない部分の補填措置」「税制のさらなる柔軟化」「資金支援の拡充」などの声が多く寄せられております。中でも原材料費やエネルギー費の上昇が長期化する中、現行の支援措置に加えて、今後はより持続性・実効性の高い制度整備が求められます。

つきましては、引き続き中小企業の資金繰りや投資活動への支援を着実に継続いただくとともに、物価変動への対応として、適正かつタイムリーな反映と柔軟な契約対応を維持・強化いただきますよう要望いたします。あわせて、令和8年度税制改正に向けた議論の中でも、企業負担軽減に資する制度設計が図られるよう、関係機関と連携しながら積極的な働きかけを行っていただくことを期待いたします。

② 価格転嫁に課題を抱える中小企業に対する支援

近年、エネルギー価格や原材料費の高騰、さらには人件費の上昇が重なり、県内企業を取り巻くコスト構造は大きく変化しております。こうした状況のもと、持続的な賃上げや健全な取引関係を支えるためにも、発注者側がコスト上昇を正しく受け止め、適正な価格転嫁を行う環境の整備が急務となっています。特に中小企業では、大企業との取引や官公庁との契約において価格交渉の余地が乏しく、労務費や仕入価格の上昇分を価格に反映できないという声が多数寄せられています。弊会のアンケートでも、「価格転嫁については、公正取引委員会の指導などにより、以前よりも交渉しやすくなった側面はあるものの、中小企業が依然として取引において弱い立場に置かれている現状は変わっていません。こうした状況を踏まえると、国が最低賃金の上昇率など、一定の目安を示したうえで、大手企業に対して半ば強制的に価格転嫁を促すような仕組みを設けなければ、十分な価格転嫁は進まないものと考えます。」との意見もあります。

このような中、県におかれましては、パートナーシップ構築宣言への登録を条件・加点とする補助制度や融資制度の整備、周知広報や価格交渉講習会の開催など、幅広い取り組みを進めていただいていることに感謝申し上げます。加えて、公共契約における予定価格の算定についても、社会情勢や市場動向を適切に反映させるよう努めていただいていることは、重要な配慮であると受け止めております。一方で、実務の現場では、依然として価格交渉において中小企業側が不利な立場に置かれやすく、適正な価格転嫁が広く行き渡っているとは言えません。県が発注者となる物品・サービスの調達において

も、引き続き実勢価格を反映した契約金額の設定にご配慮いただくとともに、パートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた取り組みの継続強化をお願いいたします。あわせて、価格転嫁が難しい中小企業に対する資金繰り支援、税制上の優遇措置、補助金等による後押しなどについても、国の動向を注視しつつ、県独自の実効的な支援策の拡充をご検討いただきたく、強く要望申し上げます。

(6) 地球温暖化に対応する支援と要望

① 熱中症対策の義務化に対応するための県独自の支援

近年の猛暑や気候変動の影響により、労働現場における熱中症のリスクが年々深刻化しています。こうした状況を受け、国においては熱中症対策の義務化が進められており、職場においても作業環境の温湿度管理や、WBGT（暑さ指数）に基づく対応、水分補給・休憩の徹底、教育の実施などが事業者求められるようになってきました。

しかしながら、県内の中小企業・小規模事業者においては、制度改正の内容や具体的な対策方法が十分に知られておらず、「知らなかった」「やり方がわからない」という声が多く聞かれます。また、必要な備品の導入や従業員教育にかかるコスト・人手の問題から、対応が後手に回ってしまっているのが現状です。

つきましては、県としても、事業者が適切な熱中症対策を講じられるよう、分かりやすいガイド資料やチェックリストの作成・配布をはじめ、WBGT 計の導入支援、教材の整備、多言語対応、ICT を活用した暑さ指数の通知サービスなど、独自の支援施策をご検討いただきたくお願いいたします。また、熱中症対策に関して、現在、県では真夏日の算出を行い、現場管理費の補正を試行していただいております（試行対象工事）。しかし、現場における熱中症リスクの深刻さを踏まえれば、この対応は試行にとどめるべきではなく、早期に実施事項として本格運用していただくことが必要と考えます。あわせて、県発注工事に限らず、民間工事においても発注者が同様の対応を行うよう、県から積極的に指導・周知していただきたいと要望いたします。

こうした対策は、働く人々の健康と安全を守るだけでなく、労働災害の未然防止、事業継続の安定化にも直結する重要な施策であると考えております。

② 地球温暖化に伴う電力逼迫問題と再生可能エネルギーの導入促進

近年では、地球温暖化による猛暑等の影響により、夏季を中心とした電力需給の逼迫が常態化しつつあります。これらは、自然災害と同様に、県民生活や産業活動に重大な影響を及ぼす「自然電力災害」とも言うべき深刻な課題です。令和4年には、東京電力管内で電力需給逼迫警報が発令されるなど、電力供給の不安定さが広く顕在化しました。こうした状況において、県におかれましては、電力需給逼迫注意報が発令された際の市町村・関係団体への協力要請や、県民への情報発信、また「いばらきエコスタイル」などを通じた日常的な省エネ啓発に取り組まれていることに、深く感謝申し上げます。

将来を見据えた対応として、国においては、水素や再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギーシステムの普及・実証を進めており、出力変動のある再エネを安定的に活用するための蓄電池・水素関連技術の開発・導入が推進されています。県におかれましても、こうした国の動向を的確に捉え、再生可能エネルギーの導入をさらに加速させると

ともに、民間企業と連携した蓄電池・水素インフラの整備支援を強化し、災害時においても必要な電力が確保される自立型・分散型エネルギー体制の構築に取り組んでいただきたく、要望いたします。